



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	中華人民共和国建国前後における 「民主」 について : 「民主派知識人」 を中心に
Author(s)	柳, 亮輔
Citation	北大法学研究科ジュニア・リサーチ・ジャーナル, 10, 41-71
Issue Date	2004-01
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/25385
Type	departmental bulletin paper
File Information	10_P41-71.pdf



中華人民共和国建国前後における 「民主」について

—「民主派知識人」を中心に—

やなぎ 柳 りょう すけ 亮 輔

目次

序章 問題の所在	42
第一節 研究視角及び問題	42
第二節 従来の民主派知識人研究とその課題	43
第一章 内戦期（1945～1949年）における民主派知識人	44
第一節 抗日戦争直後—民主統一、和平建国	44
第二節 政治協商会議の開催—政治民主化・軍隊国家化	47
第三節 政治協商会議路線の擁護—反内戦	49
第四節 民主派知識人の革命化—「民主」から「革命」へ	52
第二章 中華人民共和国成立後（1949～1957年）の民主派知識人	55
第一節 新政治協商会議と中華人民共和国の成立	55
第二節 建国後の民主派知識人	57
第三節 長期共存・相互監督から反右派闘争へ	60
結論	63

序章 問題の所在

第一節 研究視角及び問題

中華人民共和国の成立から既に半世紀が経過したが、1978年の中国共産党11期3中全会以後現在に至るまで、中国は「社会主義市場経済」を標榜して改革・開放路線を突き進み、経済的な自由化は大きく進展した。しかし一方で、周知の通り政治的な自由化は未だに大きく制限され、政治の民主化のスピードは極めて緩慢であると言わざるを得ない。

一体これはなぜなのであろうか。それはいかなる要因によるのであろうか。しかし一方でそもそも西欧起源の民主主義が普遍性を持つのかどうか、という疑問もある¹。すなわち、西洋的な民主主義を中国にそのまま導入できるのかどうか、という問題である。これは極めて重要な問題であるが、この問題もあわせて、なぜ中国に西洋的な民主主義が実現し得なかったのか（あるいは、し得ないのか）という課題を歴史的に解明することこそが、中国政治の民主化及び中国における民主主義の問題を考察する際には必要であると思われる。

そこで、本稿では中華人民共和国建国前後、具体的には1945年から1957年までの時期における国共両党以外の政治勢力、いわゆる「民主諸党派」²（以下「」省略）及びそれに政治的に結集した「民主派知識人」³（以下「」省略）に焦点を当てる。彼らの立場に視点を置いて当時の歴史を再構成することによって、中国における「民主」に関わる諸問題及びそれにまつわる歴史的諸要因を考察する。その際、以下の2点に留意して分析を進める必要があると思われる。第一に、彼らは果たして西洋的な民主主義を目指していたのかどうか、という問題である。従来の研究においては（本章第二節において後述）、民主派知識人をアプリアリに西洋的な民主主義を要求したのものとして捉える傾向が強く、彼らの主張それ自身に対する分析が不十分であった。それと関連して第二に、当時彼らが「民主」と言ったときに、それは具体的には一

体何を意味していたのか、「民主」という用語の言説、内容は何であったのか、という問題である⁴。

この部分の分析をおろそかにしては、中国における民主主義の問題を正しく把握する事はできないのではないかとと思われる。

では次に、なぜこの時期の歴史を取り上げるかという問題について述べる。その理由は、この時期は中国において民主化を要求する運動が大きな高まりを見せた時期であり、1946年の政治協商会議前後の一時期は、中国においても民主主義が実現されるのではないかという期待が最も高まった時期でもあったからである。しかしここで、その「民主」がそもそもどのような具体的内容を有し、また何のために要求されていたのか、ということが問題となる。すなわち、1945年までは、抗日のための「手段」として「民主」がとらえられていた時期であり、抗戦のための全国の力量の動員手段として「民主」がとらえられていた⁵。つまり「民主」それ自体が目的となっていたわけではなかったのである。抗日のための動員という範囲内で国民党一党独裁に反対するというレベルの「民主」であったと言えよう。これは後々まで影響を及ぼす大きな特徴ではあったのだが、その「民主」の内容は抗戦のための手段にすぎなかった。よって本稿では45年以後における「民主」の内容の展開過程を、当時の内外情勢との関連も踏まえた上で分析することによってその特徴を明らかにしたい。また同時に建国後の民主派知識人の動向をも視野に入れることにより、「なぜ実現しなかったか」という点がより明確に見えてくるのではないかとと思われる。つまり、49年の中華人民共和国建国をもって歴史を区切るのではなく、何が連続して何が断絶したのかを長期的なスパンで見る必要があると考えている。本稿では、民主諸党派がほぼ完全に有名無実化した1957年の反右派闘争までを考察の対象とする。

次に、対象とする主体の問題であるが、民主派知識人及びその政治的結集体としての民主諸党派をみる。これは、1940年代の民主運動の中で生まれ、またその主要な担い手となった彼らに着目す

ることにより、一つの典型的なモデルケースとして、中国における「民主」をめぐる諸問題を明らかにできるのではないかと考えたからである。確かに、民主派知識人は決して中国近現代史において主役となり得るほどの力量を持った存在ではなかったことは事実である。とは言え、「民主」という問題に限定して考察する場合は有力な対象であるし、同時にまた彼らの視点から歴史を見ることによって従来为国共いずれかを中心とした「政党国家」の歴史に対して新たな観点を導入できるのではないかと考えている。また、主に史料制約により、個々の民主派知識人を主体とせざるを得ないが、同時に政治党派としての民主諸党派の動向も視野に入れる。その際、現存する8つのいわゆる民主諸党派を中心とし、さらには民主諸党派中最大の勢力であり、民主派知識人をその主要な構成要素とし、その理念を最もよく体現していたと思われる中国民主同盟（以下、民盟と略）を中心にしてみていく。史料としては当時の新聞・雑誌を主に使用する。

また、分析の際には当時の政治的・思想的・社会的な諸要因を常に念頭に置いた上で分析を進める。当時の文脈において「民主」に関わる諸問題を把握する必要があるし、恐らく様々な諸要因が相互に複雑に絡み合っただけで歴史過程を展開していたのではないと思われるからである。すなわち、まとめて言えば、「民主」の問題を「規定している諸条件をできるかぎり具体的・歴史的に明らかにしていく」⁶ということであり、「客観的状况とある伝統的な思考や行動のパターンを有する政治主体との相互媒介的な関係という視点」⁷をもって当時の歴史を再構成していこうというものであり、従来検討が弱かった「メカニズムの総体」⁸について明らかにしようというものである。上述の諸点を念頭に置きつつ、第一章以下においてそれぞれの時期ごとに細かく分析していきたい。

第二節 従来民主派知識人研究とその課題

(1) 平野正の諸研究

本節では、日本における民主派知識人研究の中

心といえる二人の研究者の業績に着目して、その成果と残された課題について言及する。

従来、民主派知識人研究、あるいは民主諸党派研究の分野において、最も多くかつ最も顕著な業績を残しているのは、平野正の諸研究である⁹。平野氏の研究の特徴として、主に以下の2点があげられるであろう。

まず第一点として、民主派知識人の「民族主義」（ナショナリズム）を重視していることである。中国においては「民族主義と民主主義が不可分に結びついている」¹⁰という特徴を持っているとした。つまり、「民族の自立、民族的独立、民族的利益の擁護が民主主義の実現と一体のものとして把握された」¹¹のであって、「それは民族の独立という民族的自立と民族的自覚を最大の契機とする民主主義の思想」¹²であるとした。それにより、「民族的意識の強弱の度合いが、革命的立場への移行の遅速の度合いとなって現れていた」¹³という評価が出てくるのである。

第二点として、中国共産党による革命を前提として、その革命への貢献のために、民主派知識人が、いかに「進歩」して、革命化していったか、という視点をもって歴史を構成している、という特徴をあげることができる。それは「中国知識人は、さまざまな思想的遍歴を経ながらも、その民族的課題の解決という大問題に対して、誠実に、真摯に取りくむことによって、自らの思想的変革を遂げ、戦闘的あるいは革命的な民主主義者へと行きついているのであり、それが中国革命を成功させた一面でもあったということである」¹⁴という議論に典型的に見られる。これは、同時期の他の民主派知識人研究にも見られる視点である¹⁵。

確かに、中国革命において最終的に勝利したのが共産党とその下に結集した「民主統一戦線」であったことは疑いようのない事実であるが、一方で平野氏の研究には「革命」とは別の「民主」そのものの分析が不十分であることは否めないであろう。また、中国革命に果たした民主派知識人の役割を再評価し、民主派知識人の側から歴史を見るという新たな視点を確立したという点では平野

氏の研究の成果は評価できるものであるが、しかしながらそれはあくまでも「民主派知識人の側から見た」「革命史」にすぎないとも言えるのではないだろうか。よって、共産党の勝利へと向かっていく革命の進展という当時の情勢を無視することなく踏まえつつも、「革命」ではなく「民主」という視点をもって当時の歴史を再構成しよう、というのが本稿の目的である。

(2) 水羽信男の諸研究

上記の平野氏といわゆる「中間派」、「中間路線論」に対する評価をめぐって論争的局面を形成したのが、水羽信男である。水羽氏の諸研究の特徴として、民主派知識人に対する研究を、「こうした分析を進めることで、中国の民主化を進め、今日とは異なる国家統合の在り方を実現する“可能性”をさぐることも、現在の重要な研究課題の一つであろう」¹⁶とし、彼らの歴史を「学ぶべき歴史的遺産」、1949年革命の過程で実現しなかった「もう一つの選択肢」¹⁷、「役に立つ過去」¹⁸と位置付けてそれに高い評価を与えているという点があげられる。このような水羽氏の研究には、大きく以下の3点の問題があると思われる。

第1点として、民主派知識人をアприオリに西洋的な民主主義を求めたものとして、その「可能性」が消えてしまった主要因を共産党の側に求める傾向があるということである。これは、上述のように民主派知識人の路線を「もう一つの選択肢」であると高く評価している点にも見られるし、「1949年革命そのものの歴史的限界性についての再検討が必要」¹⁹という論理に明瞭に示されている。その点で、平野氏が水羽氏への批判の中で「民主主義陣営」には共産党も含まれていたと指摘している²⁰ことは重要であろう。よって、水羽氏の諸研究には、やはり民主派知識人が述べた「民主」の中身についての検討が不足しているといわざるをえない。

第2点として、これは平野氏も水羽氏に対する批判の中で繰り返し述べていることであるが²¹、当時の情勢とのかかわりで民主派知識人の議論を捉えきれていないのではないかということであ

る。筆者自身も、民主派知識人が有していた「可能性」を否定するつもりはない。しかしながら、やはり当時の内外情勢を踏まえた上で彼らの議論をとらえない限り、その真の意味、あるいは変遷過程を正しく把握することはできないであろう。

最後に第3点として、上記の2点ともかかわるが、民主派知識人を高く評価する一方で、現実になぜ民主派知識人、あるいは中間派の路線が実現しなかったのかという理由についての検討が必ずしも十分ではないことである。水羽氏は一方では、「挫折の要因のなかにも、その克服の可能性も潜んでいる」²²であるとか、「どの問題がいかなる要因によって解決できなかったのか」²³、「中国リベラリズムが抱えた歴史的な限界について、考察を加えることが必須である」²⁴などと述べながらも、その具体的な要因については必ずしも明らかにしていない。例えば、その要因を「知識人の統一戦線」が形成されなかったことに求めているが²⁵、平野氏が批判しているように、それは実現の根拠があったとは言えないものであった²⁶。もし仮に「今日とは異なる可能性」を追求する必要があるとするならば、その前に「なぜそうなったのか（あるいは、なぜそうならなかったか）」という問題を当時の情勢を踏まえてより詳細に追求することの方が重要なのではないだろうか。なぜなら、その問題の検討を欠いては、中国における「民主」に存在する真の問題の所在も明らかにならないであろうし、あるいは将来同じ轍を踏まないとも言い切れないからである。

以上、従来の民主派知識人研究を代表する二人の研究をとりあげて、そこに残された諸課題について明らかにした。本稿においてはこれらの諸課題も念頭において分析を加えていきたい。

第一章 内戦期（1945～1949年）における民主派知識人

第一節 抗日戦争直後——民主統一、和平建国

(1) 「惨勝」と内戦の危機

1945年8月15日、日本は無条件降伏し、その同

じ日に、民盟は「抗戦勝利の声の中での緊急呼びかけ」と題する文章を発表し、戦後情勢に対する彼らの主張を明らかにした。その中で彼らは「我々の現在のスローガンは、民主統一、和平建国である」²⁷と宣言した。具体的には、人民のすべての基本的自由の保障と各党派の公開活動、各党派及び無党派人士による政治会議の開催とそこでの政治・軍事問題の解決、経済復興のための合理的措置、などを要求した²⁸。

このように、抗戦直後における「民主」の要求は、まず人権の保障からはじまって国民党一党独裁の停止を要求するものであり、同時に戦後経済復興による民生の安定を要求するものであった。

ここで注目されるのは、この呼びかけの中で、彼らが自らを民衆の代弁者として明確に位置付けているということである。彼らは民衆に対しては、「我々は全国の民衆が我々に声援を送ってくれることを要求するし、我々が提出したこれらの主張が本当に民衆が主張するものであるかどうか意見をしてほしい」といい、国共両党に対しては、「これらの主張がまさに民衆の声を代表しているかどうか」意見を要求し、「人民の名義」をもって呼びかけを行う、としていたのである²⁹。

一方、日本の降伏後、その占領地の接収と日本軍の武装解除をめぐる、国共両軍の間に各地で衝突が発生した。しかし、先に見た民盟の呼びかけに代表されるような「惨勝」による厭戦という国内世論と、米ソ両国の働きかけという国際的情勢によって、国共両党は8月28日よりいわゆる「重慶会談」を行なった。そして10月11日にいわゆる「双十協定」を発表して、政治の民主化と軍隊の国家化を進めることに合意した³⁰。しかしながら、合意できなかった問題については両論併記にするなど、問題の根本的解決にはつながらず、また東北など一部地域における衝突も継続することとなった。

(2) 民盟臨時全国代表大会の開催

一方で、重慶会談と同時期に、10月1日から同じく重慶において民盟臨時全国代表大会が開催され、戦後情勢に対応するための民盟の方針が協議

された。ここで、この大会で可決された綱領とその特徴についてみてみよう。まず、政治に対する主張の中で「民主国家は人民をもって主人とし、人民が国家を組織する目的は人民の公共の福利を図ることにあり、その主権は永遠に人民全体に属する」³¹と述べている。ここで注目せねばならないのは、その主権は永遠に「人民全体」に属するとされていることである。つまり、主権は個々の人民に与えられているのではなくて、「人民全体」すなわち全体としての人民に与えられている、ということである。ここに、権利をマスとしての国民の権利であり、1人1人の権利ではない集団権としてとらえるという中国の伝統的特徴³²が、民主派知識人の中にも残存していたということができる。これは、彼らの「民主」における一つの重要な特徴としておさえておく必要があるであろう。

次に、「国会は人民を代表して主権を行使する最高機関であり、参議院と衆議院によりこれを組織する」、「総統と副総統それぞれ1人を設け、人民の直接選挙により、憲法上与えられた職権を行使する」、「国家の最高行政機構は内閣制を採り、衆議院に対してその責任を負う」³³としている。ここでは総統と国会との関係については、必ずしも明確にはされていないが、二院制の責任内閣制を採用しているという点は明らかである。また、「国家は普選制度を實行し、人民の選挙権、被選挙権は、絶対に財産、教育、信仰、性別、民族の制限を受けない」³⁴とし、政治については欧米式の政治制度を採ることを明らかにしていた。

では次に、同大会の政治報告の特徴についてみてみる。民盟の宣伝部長羅隆基が起草したといわれる³⁵同政治報告は、「我々の現在における唯一の責任は、中国の民主を実現することであって、中国を十分に完全な民主国家にすることである」³⁶とその決意を述べていた。

では、ここでいう「中国の民主」とは何か。同政治報告は民主の内容について次のように説明している。民主とは元々「民衆統治」の意味であって、それは一種の政治制度であるが、今日ではより多くの意味を含むようになったとした。そして

「民主とは人類の生活の一種の方式であり、人が人となる一種の道理である。この道理は人が目的であり、社会における全ての政治経済の組織は人が人となる目的のための道具にすぎず、人は全ての組織と制度の主人である」として、「社会の中で人が人となり、人が自らの主人となり、全ての政治経済の組織がこの目標のための道具となっている、これこそが民主である」と民主の内容を定義している。しかし一方では、「人民が国家を組織する唯一の目的は、ただ全体人民の福利を図ることにある」、「民主的な政治と経済は必ず全体人民の政治、全体人民の経済でなければならない」としている³⁷。ここで、民主の内容については、かなり西洋的な把握がされているということができ、しかし一方で、個々人と人民全体との関係については、やはり明確にされていないという特徴を有しているということが出来る。

そして、現在の中国はいかなる民主制度が必要なのか、ということに関して、民主の意義と制度は時代とともに進歩するものであり、他の国々の経験は参考にできるものであるが、「絶対に自らの国家の過去の歴史を軽視することはできず、また自らの国家の現在における状況を軽視することはできない」と述べ、英米あるいはソ連の民主を全面的に踏襲するのではなく、「中国の国情に適合した民主制度を樹立する」としている³⁸。そして、我々は「資本主義民主、社会主義民主といった先入観はない」と言い、その長所を取り短所を捨てて「一種の中国の民主を創造するのである」とした。

ここで、同政治報告はまず英米の民主政治を例に挙げて、「英米の民主制度上人民が享受している自由な権利は、我々の見るところ、中国の民主を樹立する必要条件となり、また中国の民主の最低限の条件とも言える」として、また英米の議会制度はかなり良い成績をあげており、中国の民主制度を打ち建てる貴重な参考材料であるとしている³⁹。ここで注意しておきたいのは、「英米の」民主政治として、イギリスとアメリカの両者を区別していないことである。周知の通り英米両者、

あるいはその他の西洋諸国の民主制度は、国ごとに微妙に異なっているのであるが、中国においては、それらが区別される事なく「英米の」あるいは「資本主義の」民主としてひとまとめにとらえられていたという特徴を持つ。この傾向はこの後の歴史の展開上重大な意義を有していたのである。

一方で同政治報告は、英米の議会政治にも欠点があり、それは社会経済制度の調整が欠乏しているところから生まれており、貧富の格差が人民の自由平等の権利を有名無実なものにしているとして、「社会経済制度を調整し、政治上の自由平等を経済上の自由平等に広げていく、これがいわゆる経済的民主である」と述べている。この方面ではソ連の経験が参考になるとして、「ソ連の経済民主をもって英米の政治民主を充実させ」、「一種の中国式の民主を作り出す、これが中国が現在必要としている民主制度である」としている⁴⁰。このソ連の経済的民主主義（平等）と英米の政治的民主主義を内容とする民主こそが、民盟が当時の中国に樹立すべき民主、「中国の民主」であるとされたのであった。それは一種の穏健な社会民主主義的なものであったということができよう⁴¹。

ここで重要なことは、民主派知識人たちが、45年時点からすでに経済的民主主義を非常に重視していたということである。これが後の新民主主義、社会主義への親和性へとつながっていくことは言うまでもない。この経済的民主主義が彼らのいう「民主」の内容に影響を与えていたことを確認しておく必要があるだろう。

以上をまとめて言えば、この時期における「民主」は、西洋的な政治的民主主義、議会政治を目指していたものであったが、それは同時にソ連式の経済的民主主義をも視野に入れたものであったということができる。ここに当時の中国における「民主」の特徴が現れているといえるだろう。一方で、平野氏が指摘しているように⁴²、これはきわめて理念的なものであり、国共の停戦と政治協商会議の開催及びそれによる連合政府の樹立以外に、この理論的展望がどのように実現されるのかと

いう方策を明らかにし得ていない、という特徴を持つものであった。

第二節 政治協商会議の開催 — 政治民主化・軍隊国家化

(1) 政治協商会議への結実

先述したように、双十協定後も国共の衝突は続いていたが、この内戦の危機の高まりに対して、国内外から内戦の停止と政治の民主化、すなわち「和平民主」を求める声が高まってきた。国外では、米ソ協調を基礎とした当時の「平和と民主主義」を求める国際的潮流が存在した⁴³。また、国内についても、重慶で各界内戦反対連合会が結成され、さらに、10月28日には国民党内の反蔣派を中心として後の国民党革命委員会（以下、民革と略）の母体となる三民主義同志聯合会（民聯）が結成され⁴⁴、12月16日には工商界を中心とした民族ブルジョワジーの組織として民主建国会（以下、民建と略）が組織された⁴⁵。12月20日には民盟内の一会派である救国会派が中国人民救国会と改名して組織の再編をはかり⁴⁶、また12月30日には上海の知識人を中心として民主促進会（以下、民進と略）が成立する⁴⁷など、多くの民主諸党派が新たに結成され、平和と民主を求める声は日増しに高まっていった。

一方、そうした中で、昆明において学生を中心とした平和と民主を要求する運動を、当局が武力で弾圧するという事件（いわゆる一二・一惨案）が起こったが、これに対してはかえって猛烈な抗議と反発が高まり⁴⁸、平和と民主を要求する声も日に日に高まった。そして、12月末についに国共交渉が再開され、翌46年1月10日に停戦協定が成立した。

その同じ日に重慶において当時の主要な各党派が参加した政治協商会議が開催され、約20日間にわたる激しい討論の結果、1月31日に合意が達成され、「政治協商会議決議」を発表した⁴⁹。この決議を見るに、確かに各党派の妥協の産物ではあるが、議院内閣制の採用などその内容の多くは先に見た民盟の主張と一致していたということができ

る。この時期には、国民党側も共産党を含めた各政治勢力の合意の上で憲政への移行を進めようとしていたといえ⁵⁰、また共産党の側も、一時的にはあるが、政協会議の路線に沿った平和的、政治的手段による路線へと転換しようとしていたといえる⁵¹。各党派及び無党派人士の合意の下で、平和的、政治的手段による「民主化」が進展する可能性があったという点に、この政治協商会議の特徴があったといえるのではないだろうか。

(2) 「平和と民主主義」の危機

しかしながら、この「平和と民主主義の時期」は長くは続かなかった。早くも2月10日には、重慶で行われた政治協商会議の成功祝賀会に、国民党の特務が殴りこんで暴行を加えるといういわゆる「較場口事件」が発生した。さらに2月22日には重慶において共産党機関紙の新華日報、民盟機関誌の民主報の編集部が暴徒に襲われて破壊されるという事件が起こり⁵²、一方では1月10日の停戦協定の範囲外であった東北の接收をめぐる、国共両軍の衝突がたびたび繰り返された。さらには3月1日から開かれた国民党六期二中全会において、政協決議に反対する強硬派の主張が可決された。これらは明らかな政協決議違反であり、民盟をはじめとする民主派知識人たちは内戦の停止と政治協商会議路線への回帰を訴えたが、国民党はそれを聞き入れず、内戦はますます激化していった。また一方で国際情勢も変化し始めていた。46年初めよりギリシャ問題などをめぐって米ソの対立の様相がしだいに深まり、冷戦へと向かい始めていた。明らかに45年当時の「平和と民主主義」の国際潮流とは変化していたのである。こうして、中国における民主化の可能性を体現していた政協路線は、早くも危機にさらされることになったのである。

ところで、ここで当時の民盟の内部問題について少しみておきたい。民盟は、その母体である民主政団同盟の時代の特徴を引き継ぎ、各小党派の連合体としての性格を色濃く残していた。そのため、しばしば内部で意見の対立が起こり、青年党

の確執と離脱など盟務の推進上多くの困難が発生していた。

よって民盟は、46年4月28日の中央常務委員会第七次会議において、「中国民主同盟調整盟内党派問題施行辦法」を可決し、「本盟の盟員が負う政治義務と享受する政治権利は一律に平等であって、党派盟員と無党派盟員の間にはいささかも区別はない」とし、党派関係の調整のために党派関係委員会を設置する事を決定した⁵³。また同じ会議において、国内外の支部の組織規定や、盟員規約、盟員の入盟方法などを定め、その組織を強化することを決定した⁵⁴。しかしこれは逆に言えば民盟内部の組織化、統一化が依然として進展しておらず、それが大きな課題であったことを示している。このように、民盟はその内部に弱さと限界をかかえていたのであった。

(3) 当時の民主派知識人の議論

ではここで、この時期における民主派知識人の主張をもう少し詳しく見てみよう。まず、45年11月から翌年4月まで、約半年間にわたって「民主講話」の名義で雑誌『民主』に連載された民進の理論家厳景耀の民主主義論についてみてみる⁵⁵。

彼は、真の民主とは各個人が団体の中で相互に影響しあって、矛盾の中から作り出されるとし、集団があってはじめて民主があり、集団の意見、意志、精神、力量が民主の意見、意志、精神、力量であるとした。彼は「民主は別人によって与えられるのではなく、民主とは人民が集団生活の中で自ら作り出すものである」と主張して、会議の例をあげて、各人がそれぞれ意見を出して、民主的な話し合いをもってその中から新たなより優れた意見を作り出す、これこそが民主なのであるとした。そして「民主は分散だけではなく、また集中だけでもなく、それは一つの創造の過程である」とし、「民主政治は集団生活の中で養成されるもので、民主の使命は人々の潜在的な創造力を発展させることである」と述べた⁵⁶。ここに見られる彼の民主の主張の特徴として、確かに民主主義というものには集団の中で涵養されるという部分をおさえてはいるものの、やはり前述したような個人より

も集団を重視するという傾向が強く見られる。

また、彼は欧米の民主政治の歴史をたどる中で、欧米の民主政治がブルジョアジーの民主政治へと変遷していき、当初と異なって「表面上は全人民的な民主政治の形式を有しているが、しかしその内容はブルジョアジーの搾取の道具と化してしまっている」と批判した。一方で彼は東欧諸国について「以前のブルジョアジーの民主政治を放棄し、より広範で進歩した党派により指導された民主政治を実行している」として高く評価した⁵⁷。このように、既にこの時点で、欧米諸国の民主政治をブルジョアジーの道具として批判する観点が存在していたことは重要である。ここには当然ながら当時世界的に大きな影響力を有していた社会主義思想の影響があったことも否めないであろう。

ところで、当時民主派知識人の多くが「普選」を主張していたが、彼は普選について説明して、「人民が要求している選挙制度は『普遍・平等・直接・秘密即ち無記名投票』の選挙制度である」と述べている⁵⁸。この定義は当時広く受け入れられていたものと考えられるが、しかし一方で、彼らが「普選」といったときには、選挙権を重視し被選挙権についてはほとんど言及することがないという特徴を持っていた。ここに、ある政治勢力による恣意的な候補者選定の余地が残されていたということは注目すべきであろう。

次に、その他の民主派知識人の議論についても少し見てみよう。民盟臨全大会で見られたような経済的民主主義への重視は、当時民主派知識人の間で広く見られるものであった。たとえば、『民主』にもいくつかの論文が掲載されたし⁵⁹、先の厳景耀もまた「民主化された経済の建設により、人民は法律上平等自由があるだけでなく、事実上物質条件上でも、平等自由の保障がある」と述べている⁶⁰。

他方、彼は同じ論文の中で「中国民衆が最も切迫している経済の自由、それは食事の自由である」と述べており、当時民衆が要求していたものは最低限の生存権であって、必ずしも全面的な「民主」ではなかったことがうかがえる。これは少し後の

「現在の中国人民の意見は明らかである。生活を求め、内戦に反対する。食料、衣服、仕事、安定した社会があることを求める」⁶¹という論にも見られる。ここに、民主派知識人と民衆の要求の間に乖離が生じる素地があったということができよう。

また、個人主義について論じられた中で、個人主義が民族や国家、公衆団体と対立するものと位置付けられて、「正しい個人主義とは、全体の一部分としての自己の活動であるべきである」⁶²とされ、個人=私として、集団=公と対立するものとされ、「公」としての集団をより重視するという傾向がここでも見られた。

第三節 政治協商会議路線の擁護 ― 反内戦

(1) 内戦の再開と国民大会の開催

東北で進展していた内戦は、さらに拡大の様相を見せていた。一方で、内戦の進展とともにインフレが進行して経済危機も高まり、これに対して全国各地で反内戦運動が盛り上がったが、政府はそれを武力で弾圧した。北平、南通、西安などで民衆に対する軍警や特務による弾圧が行われ、6月23日には上海人民団体の代表として南京に向かった馬叙倫らが暴徒に襲われて殴打されるという、いわゆる「下関事件」が発生した⁶³。一方でアメリカは冷戦の進展による国際情勢の緊張に伴い国民政府への援助を強化し、6月下旬ついに全国的規模での内戦が再開された。また、7月11日、15日に民盟常務委員である李公僕、聞一多が昆明で国民党特務の手により相次いで暗殺され、同じく陶行知も国民党の監視下で死に追いやられるなど、内戦と弾圧が強化されたが、それに対しては猛烈な反対と抗議が引き起こされた⁶⁴。

国内での弾圧が強まる一方で、国民党は政協決議に規定された政府改組や憲法草案に従わずに、46年11月12日に国民大会を開催することを決定し、各党派に国民大会の代表名簿の提出を要求した。ここで、国民大会に参加するかどうかという問題が焦点になることになった。

民盟は政協決議の手続きによらない国民大会の

開催に一貫して反対して、政協決議を擁護することを明らかにし、またそのような国民大会とそこで作られる憲法は国家を分裂の局面に導くもののだとして、国民大会には絶対に参加しないことを表明していた⁶⁵。しかし一方で、国民党側からの第三勢力に対する働きかけも強まり、一部無党派人士と青年党に続いて張君勱ら民社党の一部が国民大会に参加することを決定し、ここに第三勢力内部の対立も強まった。このような情勢の中で、民盟は依然として調停者、第三者としての地位を保つことを声明し、従来通り内戦の停止と政協決議の回復を要求し続けた⁶⁶。そして民社党の党籍を有し国民大会に参加した者を除名処分にした⁶⁷。こうして、民盟内では救国会派、農工民主党（当時の通称は第三党）、民進、民建等の比較的左派寄りの勢力が強まっていくことになった⁶⁸。

(2) 民盟二中全会の開催

こうした状況の下で、民盟は翌47年1月6日より上海において一期二中全会を開催し、民盟内部の意見の整理と統一をはかった。ここではまずその政治報告についてみる。同政治報告は、まず45年の臨全大会以来の民盟の主張をふりかえって、「これらの見解は、今日に到るまで、我々はいささかも変更を加えてはいない」⁶⁹としており、臨全大会で述べられた「民主」の内容については、依然として変化していないことが明らかである。また、民盟の立場については、民盟は第三者であり、「民主同盟の組織は独立しており、政策は自主的なものである」としているが、一方で「是非曲直の間には絶対に中立の余地はない」として、「民主同盟の目的は中国の民主であり、中国の真の民主であり、民主と反民主の間、真の民主と偽の民主の間には絶対に中立の余地はないのである」⁷⁰と「真の民主」を求める立場を強く主張している。

次に、同報告は国内外の情勢を分析する中で、国民党を非難し、駐華米軍の撤退とアメリカの対華政策の改善を要求している。そしてその中で内戦反対を主張して、「内戦が我々民衆にもたらしたものは何か？」⁷¹と述べ、「我々民主同盟は民衆の

立場に立って」内戦の停止を要求するとしている⁷²。このように、自分たちを民衆の代弁者として位置付けるといふ思想はこの時期にもなお色濃く見られるということができよう。

そして、具体的な要求として、和平の先決条件として、(1)人民の自由の保障、(2)戦争準備の停止、(3)各党派の平等で合法的な地位の尊重を要求して、和平会談を進めること、再び政協会議を開くこと、政協決議を実行すること、連合政府を樹立することを要求した⁷³。まとめて言えば、この時期における民盟の主張は、依然として国民政府を中心とする連合政府の下における平和的、政治的手段による民主化というものであり、それは政協路線、政協精神の擁護にほかならなかったといえる。

民盟二中全会では、同時にいくつかの重要な決定が行われた。それは公開と秘密の二つの方式をもって活動を推進するというものであり、地方組織の充実をはかって、さらに盟員の拡大をはかり、広大な民衆と結合してその影響力の拡大を目指し、民主運動を推進するというものであった。また最も重要なことは「激烈な論争を経て」⁷⁴、以前の「中国民主同盟調整盟内党派問題施行辦法」を廃止して、今後は個人を参加単位として、党派問題の根本的解決をはかったことであった⁷⁵。このように、民盟は自らの民主の主張を実現すべく、広く民衆を組織して自らの力量を強めようとしていたということができよう。

(3) 中間路線論争

民盟と民主派知識人の路線をめぐっては、主に二つの路線の対立があったが、要するにそれは、共産党を含め、それを中心とした民主統一戦線という路線と、国共両党の間に「第三の道」、「中間の道」を模索する中間路線という二つの路線の対立であった。

中間路線を代表する論者である民建の施復亮は、『時与文』創刊号の中で、「中間派の政治路線」という文章を発表して、彼の政治主張を明確に述べた。この中で彼は、「中間階層の歴史的任務は新たな資本主義の経済と新たな民主主義の政治を作り出すことであり、その闘争の方法は平和的、漸

進的、そして本質的に改良的なものである」と主張した。そして「ただ中間派とその代表たる中間階層だけが、真に政協路線を擁護する者である」と述べて内戦に反対している⁷⁶。では、なぜ中間派は内戦に反対するのか。それは、もし内戦が長期に継続すれば、「中間階層と中間派は中国の政治の中で全く重要な地位ではなくなり、何ら独立の作用を果たせないからである」⁷⁷と述べている。ここに、施復亮が内戦反対と中間路線論を主張した理由の一端があったといえるであろう。

そして、「ただ内戦が停止して、平和が回復した後に、中間派の政治路線は実現の可能性はある」と述べて、内戦の見通しについては、国内外の情勢から内戦停止の可能性があると述べている⁷⁸。だが、西村氏が国共両党の矛盾の平和的解決の不可能性について述べているように⁷⁹、当時の情勢下では内戦の停止と両党の妥協はほとんど不可能であった。施の論理によれば、内戦が停止しなければ中間路線は実現し得ないのであるから、ここにこそ「中間路線には現実的根拠がなかった」という論拠があるといえるのではないだろうか。

施は中間派の政治路線の具体的内容について、新たな民主主義の政治を作り出すとして、「形式上は英米式の民主政治だが、決して少数の特権階級の独占する民主政治に変わることを許さず、必ずそれを多数の平民が共治する民主政治に変えなければならない」としている。新たな資本主義経済については、工業化を進めると同時に社会政策や土地改革を進めて資本主義の弊害を取り除くとしている。また、各階級の連合により、官僚買弁資本や大地主に反対するとしているが⁸⁰、その「民主」の主張については、特に政治面で必ずしも具体的なものではなかったという特徴を有していたといえる。

これに対しては、平心がただちに『文匯報』紙上で反論を加え、民主と反民主の間に新たに第三の中間の路線を設ける必要はないと施を批判した⁸¹。これに対して施も反論を加え、中間派は和平の達成と民主の実現にとって一つの重要な決定的な力量であるとして、「唯一の可能で正確な道は、

中間的な性格を持つ政協路線を回復させる事である」と主張した⁸²。

一方、これに対して中間路線を批判する側では、鄧初民が民盟機関誌『光明報』で一連の論文を発表して施の中間路線に対して批判を加えた。まず、鄧はある講演の中で、現在の国内外の情勢を、国際的には「今日のアメリカ、アメリカ帝国主義は反民主の代表に変わってしまった」とし、「今日民主勢力を代表するのはやはりソ連である」とした。国内的には「今日反民主の力量を代表するのは国民党内の反動派である」とし、「今日民主の力量を代表するのは誰か？ 我々は、それはやはり全中国の人民であると言える。では今日人民を指導するのは誰か？ 我々は、それはやはり中国共産党であると言うことができる」とした⁸³。このように、反米を基礎とするナショナリズムの高まりと共に、世界と中国の情勢を結びつけてソ連＝社会主義陣営＝民主＝共産党と英米＝資本主義陣営＝反民主＝国民党との対立という図式で捉えるようになる傾向が現われ始めていることに注目する必要がある。そして、これは今後主要な潮流として民主派知識人たちに影響を与えていくことになるのである⁸⁴。

また、鄧初民は、「中間路線には現実的根拠がない」と題する論文で、中国社会の後進性により、現在の課題は依然として反帝・反封建であって、現在あるのは国民党反動派による反民主の路線と、各階級を含んだ反帝・反封建の革命愛国民主統一戦線による民主の路線、革命の路線しかないのであると主張した。そして「民主と反民主の間、革命と反革命の間には中間の改良の政治路線はないのである」と述べた⁸⁵。ここで注目しておきたいのは、現在の主要な課題が、「民主」の実現よりも、反帝・反封建であると再定義されたことである。こうして反帝・反封建の課題が再び持ち出されて、次第にそれが主要な課題であると認識されていくようになるのである。

さらに、彼は再び中間路線の問題を論じて、「中間階層の政治要求は、民主自由を争い取ることと国家の統一と民族の独立を要求することである」

とし、確かに共産主義という最終的な目標は異なっているが、この要求は「共産党の現段階の要求と相一致している」として、第三の路線は必要ないと主張している。また、施の中間路線の主張は革命・民主陣営を分裂させるものであって、現在共産党の措置と主張は我々の要求を全く超えていないし、共産党に反対する必要もないとして、「ただ共産党に間違いがあった時に、我々は批判し反対することができる」としている⁸⁶。

このように、共産党に対する高い評価と期待が次第に民主派知識人の中で生まれ始める。しかし、共産党に間違いがあった時に彼らが批判を受け入れることをいかに保障するか、という点については全く考慮されておらず、その意味では非常に楽観的な期待であったということが出来るが、当時の情勢から考えれば無理からぬところがあるだろう。というのは、『新民主主義論』や『連合政府論』、政協決議への態度などに見られる当時の共産党の要求は、確かに鄧初民が指摘するように民主派知識人の要求とかなり一致していたからである。

これに対して施は47年秋に到って、「中間路線には現実的根拠がないのか？」と題する文章を発表して、依然として中間路線を堅持するという彼の見解を明らかにした。彼は中間路線論に対する批判にはいくつもの誤解に基づくものがあるとして、中間派は民主陣営の外ではなく中に属する者であるし、必ずしも「中立」を意味するわけではないし、また、内戦の責任について共産党に打撃を与えることを意図しているわけではないと説明した。しかし一方で、我々は他党、特に左翼の党派と協力することは出来るが、「しかし決して自らの政治路線を放棄することは出来ないし、あるいは他の党に既に良い政治路線があるから、我々はただそれと共に進めばよい、と言うことは出来ない」と述べた⁸⁷。

では、彼はなぜ中間路線論に固執したのであろうか。それは、共産党は共産主義を最終目標としており、「もしそれを無理やりにその他の人々にも求めるならば、将来は失望を免れないであろう」であるとか、「たとえ中間階層が革命に参加して

も、その革命を指導するのは必ず左翼の党派であり、決して中間党派ではない」とか、もし共産党が将来政権を獲得したら必ず自らを中心とする政権を立てるであろうし、そこで採用されるのは社会主義の左翼の路線であって、資本主義の中間路線ではないのである⁸⁸ という論に顕著に示されているように、共産党に対する懸念であり、自分たち中間派の地位への固執であったと考えられる。

施が左翼の論者の論調を批判して、民主的な態度を養うべきであり、また読者の批判能力を養うべきであると主張している⁸⁹ ことは確かに注目値する。しかし一方で彼が中間路線に固執したのは、主として共産党と自らの地位への懸念のためであったと考えられ、またその「民主」の内容が具体的でなかったことから、それは「民主」を主張しつつも決して「民主」の実現がその主要目標であったわけではなかったといえる。さらに、内戦の停止が不可能である以上、彼の論には「現実的根拠がない」のは明らかであった。ここに、施の中間路線論の限界があったといえる。

(4) 当時のその他の議論

国民政府は、憲法を公布してそれを 48 年 1 月 1 日から施行することを宣言し、また 47 年 4 月には政府を改組して国民大会に参加した青年党と民社党を政府に参加させ、5 月には国民参政会を開催した。しかしこれらは共産党や民主派知識人たちが非難したように、民主的、平和的なポーズをとるためのものにすぎなかった。一方で同年 3 月には南京や上海等の共産党事務所の退去が命じられ、和平への望みはほぼ失われた。そのような中で経済危機もさらに深刻化し、全国各地で大規模な「反内戦・反飢餓」運動が起こった。

これに対しては「労働者と青年学生は生活のために、工商業者は破産を免れるために」民主運動に参加しているという認識があり⁹⁰、「飢餓を免れるためには和平の実現が必要であり」、学生は「教育危機、教育問題から政治経済の問題、即ち反内戦の問題に進んでいる」という認識があった⁹¹。つまり、「反内戦・反飢餓・反迫害」という当時の運動のスローガンにも見られるように、一般民衆は

必ずしも「民主」それ自体を根本的な目標として望んでいたわけではないことが推測される。彼らが望んでいたものは最低限の生存権なのであった。ここにもやはり自己を民衆を代表するものとして「民主」を主張する民主派知識人たちとの間に若干の矛盾があったといえる。しかし一方で彼らは「民盟は民衆の利益に立ち、中共が共産主義を実行しようと、国民党が三民主義を実行しようと、ただ人々の衣食を満たす事ができれば、民盟は国民党あるいは共産党のシッポとなってもよい」⁹² とも述べており、民衆の側の要求が民主派知識人の「民主」にも影響していた事がうかがえる。それはやはりいわゆる「民生主義」を中心としたものであったといえることができるであろう。

第四節 民主派知識人の革命化——「民主」から「革命」へ

(1) 民盟の非合法化と三中全会の開催

内戦の進展に伴い、政府は 47 年 7 月 4 日に総動員令を発令し、民主運動に対する弾圧もさらに強まった。そして民盟に対する圧迫も強まり、ついに政府は 10 月末に民盟の非合法化を宣言して、民盟総部はやむをえず解散を声明せざるを得なくなった⁹³。しかしながら、この措置に反対する民盟の指導者たちは、1948 年 1 月 5 日より香港で民盟三中全会を開催して組織の再建をはかった。彼らは最初に緊急声明を発表して、政府による民盟非合法化と総部の解散は無効であると宣言し、対決姿勢を鮮明にした⁹⁴。

そして、三中全会宣言の中で、民主・平和・独立・統一を要求する目標は変わっていないが、「ただ国内外の情勢の変化により、その目標をいかに達成するかについては、今日と二中全会の時とは明らかに異なっている」として、「我々は独裁・反動・腐敗の政権を粉碎せねばならず、そうしてこそ平和的・民主的・効率的な新政権を打ち建てることできる」と主張した。ここに国民政府の打倒が初めて明確に目標として掲げられることになったのである。そして「我々が要求するのは真の、永久の民主と平和である」とし、それは国民

政府の打倒によってしか達成されないとされたのである⁹⁵。

また、その政治報告の中で民盟の立場について説明して、「民盟の立場は人民の民主の立場である。人民の民主の立場とは何か？ それは『民の好むものを好み、民の憎むものを憎む』という立場である」と述べた。さらに「何が民主の立場であるか？ 民主の立場とは、今日の新たな情勢下では、それは革命の立場であるべきである。新たな情勢下では民主を欲すれば革命が不可欠である」と述べて、「民主を実現するためには、必ず反動集団の統治を覆しその基礎を消滅させねばならない。これを人民の民主の革命と呼ぶのである」とした⁹⁶。明らかにこの時期には「民主」の意味合いが変化し始めていた。また、「人民と反人民との争い、民主と反民主との争いに対して、我々は絶対にいわゆる中立の態度をとることはできない」と述べ、「独立の中間路線は、現在の中国の現実からみて、実現はさらに困難である」とし、「全てのいわゆる“中立”“中間”という言い方と幻想は、既に徹底的に粉砕された」として⁹⁷、中間路線を明確に否定した。

また、自らを「革命的民主派」⁹⁸、「人民の民主党派」⁹⁹と称し、民盟は一つの独立した民主党派であるが、共産党を始めとする他の民主党派と協力し、従来の上層の民主党派を中心とした統一戦線から、各革命階級の民衆を主体とした統一戦線を結成しなければならないとした。そして民盟の発展の方向を、下層民衆に向かって拡大しなければならないとし¹⁰⁰、その組織方針の中でも、従来の合法・公開の方針から、革命的・大衆的な組織方針へと転換して民衆との連繫を重視し、また民主集中制を採用して従来の組織を強化することを決定した¹⁰¹。

このように、三中全会では民盟の大幅な路線転換が行われ、民盟は従来の政協路線を放棄した。この時期における「民主」とはすなわち国民政府の打倒を意味したのであって、「民主」が国府打倒＝「革命」へと変化していったことに注目する必要がある。それはもちろんこの三中全会を主導し

たのが沈鈞儒ら救国会派系の人々と、章伯鈞ら農工民主党系の人々から左派の人々であったことにもよるが¹⁰²、民盟の非合法化と、内戦で共産党が次第に優勢になっていくという情勢の変化の影響も見逃すことはできないであろう。

(2) 自由主義者論とその批判

一方、同48年1月1日に同じく香港において民革が成立し、蒋介石政権の打倒と反帝反封建の革命的三民主義の実行を主張するなど¹⁰³、国民党に対する包囲網は次第に狭まってきた。その中で、民主派知識人の分裂を狙った政府の意向を反映して、『大公報』紙上において、「自由主義者論」が展開された。これは、内戦を停止し、革命路線ではなく改良路線によって政府を改革することを呼びかけ、「自由主義者」を政府の側に組織して、「新第三方面」を作りだそうとするものであった¹⁰⁴。

一方、自由主義者論に対しては多くの論者からの批判が行われた。ある論者は個人と社会の問題を論じて、個人を単位とする「個人本位」から全体人民を単位とする「人民本位」に変えなければならないとして、それは個性の発達は社会を離れてはなし得ないからであると説明し、「今日の自由主義は集団主義と結合して、かつそれを前提にしなければならない」¹⁰⁵と主張した。ここにも全体重視の論理が見られる。

また、ある者は自由主義者は進歩分子でなければならないとして、「もし民主社会主義を民主主義に社会主義を加えたものであるとするならば、20世紀の自由主義者は民主社会主義者であると言うことを妨げない。中国はその二者を合わせて社会主義と民主主義が共存する新文化を作らねばならない」と述べ、自由主義者は「人民本位」の立場に立つべきであると主張している¹⁰⁶。ここでもやはり社会民主主義的な立場が主張されていることが注目される。

さらに、『光明報』誌上においても自由主義者論批判が展開され、自由主義者論は「彼らの主観的な目的がどうであれ、客観的には独裁統治者を助けるものであり、和談の陰謀の幕開けなのである」と批判している。そして、彼らは依然として政協

の改良の道や「独立」や「中間」といったものに執着していると非難したのである。しかし一方で、ここで社会民主主義に対しても、それは自由主義と同様にブルジョアジーの武器であって、「今日では革命運動に抵抗する障地になってしまっている」と批判を加えている¹⁰⁷。ここで民主派知識人に残された道はいよいよ「新民主主義」の革命路線しかないかのような議論が展開されていたということも重要である。

また、社論においても「中国人が必要としているのは人民の民主主義であり個人の自由主義ではなく、我々はまず最大多数の民衆の衣食を要求するのである」として生存権があってこそ初めて個人の自由もあり得るとした¹⁰⁸。また同じ号で鄧初民は「現在の中国革命は、やはりブルジョア階級の性質を持った反帝反封建の民主革命である」とし、「中間階層の大多数も革命の民主の政治路線を歩んでいる」とした。一方で半植民地半封建という中国社会の特色により、それは無産階級とその政党の指導が必要であるとして、「民盟は組織上は独立性を有するべきだが、政治上革命路線上では『独立性』、『中間性』、『改良』等の幻想を唱えることはできない」と主張し¹⁰⁹、事実上共産党の指導権を容認した。

このように、集団を重視する観念から個人を単位とする自由主義が批判され、またそれは政府側の策謀に使われたことによってさらなる批判を招くことになった。一方、中国の現段階の課題を反帝・反封建ととらえ、それを解決するために革命路線を進めていこうとするところにこの時期の特徴があった。とはいえ、彼らにとってその革命は「民主」の実現と表裏一体であると見なされていたことも確かであり、民主派知識人は決して「民主」を放棄して革命を選択したというわけではなかったということに留意する必要があるだろう。

(3) 新政協運動の推進

1948年4月、国民政府はいわゆる「行憲」国民大会を開催し、蒋介石を総統に、李宗仁を副総統に選出した。一方、共産党は「五・一メーデースローガン」を発して、その第五項において新政治

協商会議の開催を呼びかけた¹¹⁰。これに対し各民主諸党派は次々にこれを歓迎して呼応する声明を発表し¹¹¹、新政協に対する討論と宣伝を進める¹¹²といういわゆる新政協運動を展開していくことになった。

この頃『光明報』誌上では新政協に関する議論が大々的に展開され、「新政協運動の開始は、中国民主革命闘争の新たな段階の始まりである」とされ、それは「人民大衆の民主」を実現するものであるとされた¹¹³。

鄧初民は新政協の任務は人民代表大会を召集して民主連合政府を成立させることだと述べて、「人民代表は普遍・平等・直接・秘密投票の方式による選挙によって生み出さねばならないものである」とした。しかしその選挙の自由をいかに保障するかについては新政協で解決するとして明確な回答を与えていない¹¹⁴。

また彼は指導権の問題について論じて、半植民地半封建の中国ではブルジョアジーは革命を指導することはできず、無産階級による指導が必要であるとして、「新政協は共産党によって召集されるべきである」と述べた。さらに指導とは個人や政党による指導ではなく階級による指導であり、一方で指導者は十分に被指導者の意見を反映、尊重しなければならない、としている。彼は統一戦線は共産党により一時的に利用されているにすぎないという意見を批判して、共産党が人民の立場に立っている以上、それは決して一時的な利用などではないとした¹¹⁵。

彼らはこのように共産党に対して楽観的な希望を抱くという特徴を持っていた。しかしながら、被指導者の意見の尊重をいかに保障するかという問題はやはり残っていたのであって、また階級の指導といっても無産階級を代表するのが共産党である以上それは共産党の指導に他ならなかった。

また、ある論者は新政協の共同施政綱領について述べた中で、「古い、腐敗した資本主義の英米式民主主義は、既に過去のものになった」と述べて、英米式の民主主義を腐敗しブルジョアジーの独裁の道具と化した旧民主主義としてとらえるという

傾向が見られ始める¹¹⁶。このように、英米の旧民主主義との対比において新民主主義をとらえるという傾向が広く見られた¹¹⁷ことは一つの重要な特徴である。

また、『光明報』誌上で展開された「新政協問題筆談」において、新政協から連合政府へと到る過程についても議論されており、大まかに、①新政協→人民代表大会→連合政府、②新政協→臨時連合政府→人民代表大会→正式連合政府、③新政協→臨時人民代表大会→臨時連合政府→正式人民代表大会→正式連合政府という3つの意見があった。李相符は3番目の意見に賛成して、その理由を、現在の情勢下では正式な人民代表大会を開催することはできず、また新政協はすでに広範な代表性を有しているが、臨時人民代表大会を設ければより広い民主的な基礎を得ることができるとして、臨時人民代表大会の設置を主張している¹¹⁸。実際には、政協の参加範囲を拡大することにより②に近い形が採られたのだが、李のような主張は民主派知識人たちが代表性というものを重視していたことを示しているといえよう。しかし一方で、それは西村氏が指摘しているように「間接的委任代理関係」であったのであって¹¹⁹、上述の選挙の問題も含めて、「直接の」民意、即ちその代表性をいかに保障するかという問題に対する検討は弱かったのである。

ところで、民盟の組織を強化する問題については、日常業務の中心となる小グループ(小組)をいかに発展させるかということや¹²⁰、盟員同士の関係をどのように作り上げていくかということが論じられていたが¹²¹、これは一方では革命的な組織への転換の過程で、組織の強化が依然としてさほど進んでいなかったことをうかがわせる。これも、個人行動を好む知識人を主体とする民盟の限界であったといえるであろう。

第二章 中華人民共和国成立後(1949~1957年) の民主派知識人

第一節 新政治協商会議と中華人民共和国の成立

(1) 新政治協商会議の準備

48年の秋から冬にかけて、民主派知識人たちは共産党の招聘に応じて続々と北上して解放区入りし、新政協問題について協議を行った。また同時期に、いわゆる三大戦役での共産党軍の勝利と共に内戦での共産党側の勝利がほぼ確定し、いよいよ新政協の開催と新国家の建設が現実のものとして見え始めてきた。

1949年9月22日に新政治協商会議本会議において行なわれた林伯渠の報告によると、48年11月25日に共産党中央の代表とハルピンに集まった民主人士との間で合意が成立し、新政協準備会を開くことを決定した¹²²。

49年の元旦に蒋介石が発表した和平の呼びかけに対して、毛沢東は同年1月14日に「時局に関する声明」を発表して、和平のための八項目の条件を提出し、民主派知識人たちもそれを擁護する声明を発表した¹²³。そして蒋介石は下野し李宗仁が代理総統となったが、もはや事態の改善は望むべくもなかった。そして、北平(北京)、天津、南京、上海等の大都市も次々と解放され、その情勢の中で新政協準備会第一次全体会議が同年6月15日から北平で開催された。

この準備会の席上で行なわれた演説で、郭沫若は、旧民主主義はブルジョアジーに指導されてその壟断するところとなり反動化の道を歩んでいて、新民主主義は人民の力をもって民主自由を保障し、それは特権階級により壟断されることはないとして、「これは新民主主義が本質的に旧民主主義よりも優れているということである」と主張した¹²⁴。やはりこのような旧民主主義の対照としての新民主主義認識が新政協全体を貫いていたといえるであろう。

(2) 民主派知識人の路線をめぐる議論

ここで革命の最終段階における問題について若干見ておこう。まずは革命の指導権をめぐる問題

であるが、当時の『光明報』において展開された議論を見てみると、黄葉眠が「我々は中間層の政治団体ではあるけれども、中共以外に別に独立した政治主張を提出する必要はない」と主張し、その理由を、共産党は人民の立場に立っているからだとした。そして「民盟が民衆の中で威信を打ち建てるためには、中共の綱領の外に独立した主張を樹立するのではなくて、活動中に現れる人民のために服務するという精神が必要なのである」とし、「我々は地位の高低や権利の分配を争うべきではない」と主張している¹²⁵。

またある論者は「我々は無条件に中共の中国革命に対する指導権を承認すべきである」と主張して、今後の知識人の任務を、社会各方面との触媒、橋渡しの役割をするものとして捉えた¹²⁶。また彼はさらに指導権の問題について論じて、「中共が革命の指導権を担うのは現在その力量が強大であるからであって、将来の正式な政府の中でも共産党の人士が最も重要な地位と職務を担うのはまた自然なことである」という認識を示した。そして「共産党は過去の軍事工作上輝ける成果を上げてきており、将来の建設事業上も必ず同じように輝ける成果を上げるだろう」と述べている¹²⁷。やはりここでも共産党に対する楽観的な期待が示されると共に、革命の指導権の容認が建国後の指導権の容認にもつながることが示されている。

ところで、49年7月1日に毛沢東は、その後の政権の性格を規定した論文「人民民主独裁を論ず」を発表したのだが、それに対する反応として、『光明報』誌上においてある論者は、一部の人、特に中小ブルジョアジーは共産党指導下に成立する政権が、「一党独裁」とどこが異なるのかと疑問を抱いていると述べた。しかし現在では人民の力量や政治意識が高まっており、第二の「一党独裁」の出現を許すことはないという見通しを示して、その疑問を批判している¹²⁸。ここでは共産党に対してだけではなく、人民に対しても楽観的な希望が抱かれていたということができ、一方それらに対する懸念はほとんど見られないといってよい。このように彼らは制度的保障という発想を欠いては

いたのだが、とはいえ革命の最終段階というこの時期の情勢下ではこれはある種当然の反応であったともいえる。さらに、共産党の全国的勝利という情勢の下で、権威主義的な側面を持つ¹²⁹知識人たちが、雪崩をうって革命の側についてという背景があったことも確かであろう。

(3) 新政治協商会議の開催

1949年9月21日、北平において中国人民政治協商会議第一次全体会議が開催され、中華人民共和国の建国の幕開けとなった。同会議の各代表の発言では、新民主主義に対する賞賛と対照的に旧民主主義に対する厳しい否定が語られているのが特徴である。例えば、民盟主席張瀾が「我々の新制度は、当然旧民主主義のいわゆる大統領制や内閣制といったような陳腐な古いものを放棄し」¹³⁰と述べ、民革主席李濟深が「旧民主主義の政治制度は、実質上少数のブルジョアジーの独裁となっている」¹³¹といい、民建の章乃器は「衰退した旧民主主義の議会政治は、ただ民主の形式のみが残留して、民主の内容は早くから既に捨て去られていた」¹³²と述べた。また華僑代表の陳嘉庚は「西洋のブルジョア階級の民主政治には取るべきところがあると誤って認識していた。しかしこの種の偽の民主主義は現在既に破産した」といい¹³³、救国会派の沙千里は、人民代表大会制度は「ブルジョア独裁国家の虚偽の議会政治とは全く異なる」といい「決して英米のブルジョアジーの民主の道は歩むことはできない」と述べた¹³⁴。

また、ある者は「過去多くの人が『民主政治は中国に適さない』と言うのをよく聞いた。確かに辛亥革命後、かつて一度議会政治を実行したが、それは英米の模倣であって、成果はあがらず、人々の共感を失った。しかしこれは民主政治が中国に適さないからなのであろうか？ そうではなく、それは我々が模倣した旧民主が少数ブルジョア独裁の政治制度であり、全く人民大衆の民主制度ではなかったからである」¹³⁵といい、民主が実現できなかったのは中国の国情のせいではなく、新民主主義こそが中国に最も適しているのだと主張した。このように、旧民主主義すなわち英米式の民

主義が完全に否定され、当時の「民主」の内容は新民主主義であったことが指摘できる。「民主」の中身は大きく変容を遂げたのである。

またこれに関連して、民盟の沈鈞儒が「中国人民が歩まなければならないのは新民主主義の道であり、決して再び旧民主主義の道を歩むことはないのである」と述べ、また「各級政権機関は民主集中制をとらねばならず」、「相互牽制という三権分立の英米の議会制度を採るのではない」¹³⁶ といひ、農工民主党の彭沢民は、中央人民政府は「本質的に欧米の三権分立の旧民主主義の国家制度とは全く異なる」¹³⁷ と述べた。また、華僑系の致公党主席の陳其尤は「政府の組織形式はブルジョアジーのそれではなく、よって三権の相互制約といったようなそれらの屋上屋を架ける機構はなく、これは我々の政府が極めて効率的で官僚形式主義的なものでないことを表わしている」¹³⁸ と述べている。さらに董必武は、「民主集中の原則の提出は、まさに旧民主主義の三権分立の原則に対するものである」と述べ、ブルジョアジーは三権の相互矛盾と相互制約をもって、彼らが政権を操縦しやすくしているのであると批判した¹³⁹。このように彼らは三権分立を否定したのであるが、それに代わるような民主の制度的保障についてはやはり全く考えられていなかったのである。

では次に、臨時の憲法であると言われた共同綱領について見てみよう。共同綱領では、第5条において「中華人民共和国の人民は思想・言論・出版・集会・結社・通信・身体・居住・移転・宗教信仰及び示威行進の自由の権利を有する」¹⁴⁰ と規定し、第26条において「公私兼顧・労資両利」が規定されている¹⁴¹。しかし、繰り返して述べているようにそれを明確に保障するような制度はなく、それを保障するのは共同綱領の擁護者たる共産党自身だけなのであった。つまり、憲法や法律にいくら規定があってもそれが遵守されるとは限らないという問題があり、それは今までの経験から民主派知識人たちもよくわかっていたと思うのだが、一方で当時はそういった懸念を上回るほどの期待が存在していたのであろうと推測される。

こうして、新民主主義への期待の中で10月1日に中華人民共和国が正式に成立した。そして新中国の建国と共に民主派知識人たちもその役割を大きく転換させていくことになるのである。

第二節 建国後の民主派知識人

(1) 民主諸党派の変質

中華人民共和国の建国と共に、国家副主席6名中3名など、民主派知識人はいくつかの重要なポストを与えられたが、しかし一方で各民主諸党派はそれぞれ会議を開き、共同綱領を自らの綱領として、共産党の指導を受け入れることを次々に決定した。これにより、建国後の民主諸党派は、まさに共産党の「助手」として、共産党の打ち出す政策に呼応してそれを推進するという役割を担うものへと変質したのである。そしてこれ以後の彼らの会議も、それぞれの時期において政府が強調する任務を確認してその実現をはかるというものになっていったのである。

まず、49年11月に民革が中国国民党民主派代表会議を開き、その総章において革命的三民主義は新民主主義へと発展したことを確認し、中国共産党の指導する人民民主独裁の連合政権を擁護し、また組織上も民主集中の精神を遵守することを規定した¹⁴²。

また農工民主党も11月に全国幹部会議を開き、同じく共産党の指導を受け入れ、共同綱領を自らの行動綱領としてその徹底した実現をはかるために奮闘することを決議した。また組織については、民主集中制を採用するが、一方で党員の吸収と組織の発展を停止して、党務の整理と党員の政治教育を行なうとした¹⁴³。このように、共産党の指示によって各民主諸党派は一時的にその組織の発展を停止することになったのである¹⁴⁴。これは明らかに共産党の指導の強化の現われであった。

一方、民盟も同年11月から12月にかけて四中全会、五中全会を相次いで開催し、1945年の臨全大会で制定された民盟の元々の綱領を停止して、共同綱領を受け入れて自らの綱領とすることを決定した¹⁴⁵。ここにも彼らの「民主」の内容が決定

的に変化したことが見られる。また民盟の主要な任務を広大な知識人や開明的な工商業者、華僑の中の愛国分子を団結させ教育し、中国共産党の指導下で共同綱領を実行して人民民主独裁を強固にし新民主主義革命を徹底的に完成させることであるとされた¹⁴⁶。

かくて、民主諸党派は新中国の建国という新たな情勢に対応すべく、共産党の指導と共同綱領を受け入れて、その徹底的な実行、すなわち建国事業、政府の政策への協力が強調されるようになり、もはや独立した路線を掲げることは事実上不可能となった。しかし、共同綱領の受け入れという形での表現に見られるように、それは彼らの信じた「新民主主義」という「民主」を実現しようという展望をもったものであったということは言える。しかし一方ここで正式に共産党の指導を受け入れたことにより、新民主主義の実行は前述したように全く共産党の側によって決定されることになったのである。

(2) 土地改革、抗米援朝運動

では、ここからは年を追って共産党の政策の下で民主諸党派及び民主派知識人がいかなる活動をしていたのかを中心として見てみよう。まず建国直後から行なわれた土地改革運動であるが、これへの参加を各民主諸党派はその成員に呼びかけ¹⁴⁷、農民たちと接する中で自らの意識を改革し、同時に思想改造をも行なっていくという運動を展開した¹⁴⁸。

一方、1950年末に中国は朝鮮戦争に参戦し、建国したばかりの中国は早くも危機に見舞われることになった。これに対しては広く抗米援朝運動が行なわれ、特に民建を中心とする工商界によって戦争遂行のための経済建設への貢献を主張する愛国公約運動が推進された¹⁴⁹。一方でこの時期に開かれた農工民主党中央会議の決議に示されているように、建国直後は停止されていた組織の発展が再び行なわれることになった¹⁵⁰。これは組織の拡大により抗米援朝のための動員を容易にしようという意図があったと思われるが¹⁵¹、一方でその主要な対象は都市の小ブルジョアジーに限定され、

農村地域や軍、情報機関、外交部門、少数民族等に対しては組織を発展させないという特徴を持つものであった¹⁵²。これは他の民主諸党派についても同様であり¹⁵³、それは明らかに共産党の意向を反映したものであった¹⁵⁴。

ところで、新中国の下で共産党の指導を受け入れた統一戦線における民主諸党派の実際の働きはどうであったのであろうか。『光明日報』社論によれば、共産党の第一次全国秘書長会議において、共産党統一戦線工作部長の李維漢は、政府機関内部の統一戦線工作には、依然として欠点があるとした。共産党員の側は「非共産党員を助けて団結し、快適に共同して業務を行ない共同して前進しようという意欲が足りず、信心が不足している」とし、非共産党員の側は「お客さんの考えと自己卑下の心理があり、主人公としての意志と自己の職務に対して責任を負う態度が欠乏しており、同時にまた工農出身の中下級幹部を見下している」と批判している¹⁵⁵。ここで後の百家争鳴、百花斉放の時期に問題となったことが早くも指摘されていることが注目される。つまり、民主派知識人は建国当初から必ずしも共産党のやり方に満足していたわけではなかったのだが、その批判が噴出してくるには共産党の側から長期共存、相互監督が提唱されるまで待たねばならなかったのである。ここにも彼らの限界を見て取ることができる。

(3) 思想改造、三反五反運動

ここで、いかに民主諸党派の組織を強化し、また同時にいかに彼らの思想を進歩させるかということが課題となり、民盟は全国組織宣伝工作会議を開いて¹⁵⁶、どのように知識人の自己教育と自己改造、すなわち思想改造を進めていくかということが議論された。この思想改造運動は今後も長きにわたって続けられていき、それは同時に知識人の思想改造の困難さを表すものでもあった。また同時に工商業者に対する改造も進められた¹⁵⁷。

52年に入ると「反汚職、反浪費、反官僚主義」の三反運動が大々的に展開され始め、民主諸党派もそれに呼応していく¹⁵⁸。またそれが進められていく中で民主諸党派自身の改造も要求されていっ

た¹⁵⁹。さらに三反運動の進展と共に五反（贈賄、脱税、国家資産の横領、手抜きと材料のごまかし、経済情報の剽窃に反対する）運動も進められ、ブルジョアジーに対する改造も呼びかけられた。章乃器はブルジョアジーが依然として資本主義、すなわち旧民主主義に未練を持っているとして、自己改造の必要があることを主張した¹⁶⁰。また民進の周建人も、「彼らは新民主主義の中の民主という二文字を人民の民主と見ておらず、逆にブルジョアジーの『民主』と混同しているのである。彼らの思想はブルジョアジーの『民主』の範囲内にあるものである」¹⁶¹と批判した。ここで当時においても彼らはやはり「民主」を新民主主義であり人民の民主であると把握し、旧民主主義に対する批判を行っていたことがわかる。

このように、旧民主主義思想に対する批判運動も強まったが、ここで注目されるのはやはり三権分立制に対する批判が行なわれていることである。例えばある論者は、それは搾取階級間の争いの中で人民を鎮圧するためのものとして偶然出てきたものに過ぎず、「明らかにこれは全て一種のペテンであってブルジョアジーの統治の偽装である」と批判した¹⁶²。このように当時も依然として旧民主主義に対する批判と、新民主主義に対する期待とが示されていたといえよう。

(4) 社会主義建設と過渡期の総路線

53年に入ると、国家の三大任務、すなわち民主諸党派の三大任務は、抗美援朝運動の継続、国家建設のさらなる進展、人民代表大会の準備、の3つであるとされた。その中で、人民代表大会は普選で選ばれるべきだとして、「我々の民主は民主の名を用いてブルジョア独裁を行なうのを実とするブルジョアジーの偽の民主とは全く異なっている。我々が実行する普選もブルジョアジーのいわゆる普選とは本質的に異なっている」として、人民を主体とすべきだとしている¹⁶³。しかしながら、その普選の実行の具体的な保障についてはやはり明らかにし得ていなかった。

また、選挙法の公布について述べられた社論において、選挙法によれば全ての人民は制限なく選

挙権と被選挙権を有していると述べているが、選挙の方法は挙手による表決と無記名投票の併用であり、その理由として人民の識字率の低さをあげている。また直接選挙と間接選挙を併用する（全国人大は間接選挙である）理由について、「大多数の労働人民はただその地区の優秀な人物をよく知っているだけであって、自分の地区以外の人物に対してはよく知らないかあるいは全く知らない」として、全国人大に直接選挙を実行するのは現在では不適當であるとしている¹⁶⁴。しかしながら、この方法では必ずしも正確に民意を反映できるとは限らないのであって、これが彼らの言う「普選」の限界であったといえる。

また、別の論者は英米の選挙を批判して、英米の選挙には事実上立候補の自由がないとした。一方自分たちの選挙は、選挙費用も国家から支出されるし、選挙法では「中国共産党、各民主党派、各人民団体及び上述の各党派団体に属さない選挙民あるいはその代表は、選挙区ごとあるいは選挙区合同であるいは単独で候補者名簿を提出することができる」と規定されており、自由に候補者を選ぶことができるとしている。しかし一方で、過去3年間は「候補者の選出は全て民主的な協議を経て行なわれてきた」と述べて、必ずしも完全に個々に自由であったわけではないことを暗示しているが、「人民もこの創造的な方法を熱愛している」と述べている。また間接選挙についても、現在は交通が不便であることを理由にして、県以上は間接選挙を行なうとして、交通が便利になるのを待ってから直接選挙の範囲を拡大するとしていた¹⁶⁵。ここにもやはり民意の代表性の確保ということに関しては問題が残っていたのである。しかし一方ではこのように選挙を通じて旧民主主義への批判を行なうというのがこの時期に広く見られた¹⁶⁶。

朝鮮戦争休戦と国内経済復興の一応の達成という状況下で、53年末にいわゆる「過渡期の総路線」が打ち出され、社会主義的改造がより強められることになった。各民主諸党派も社会主義建設のために一層その貢献を求められていくことになるの

である¹⁶⁷。また一方でその推進のためにやはり知識人の思想改造もさらに求められていくことになった¹⁶⁸。

(5) 憲法制定と社会主義改造の進展

54年に入ると、全国人大の開催と憲法公布のための準備が進められた。その中でもブルジョアジーの憲法が批判され¹⁶⁹、三権分立についても、それはブルジョア独裁のための道具にすぎず、「実際には『分業』であって、全く『分権』あるいは『分権によるバランス』ではない」と批判された¹⁷⁰。一方で憲法草案に対する宣伝と討論学習も進められ¹⁷¹、憲法草案に対しては全ての権力が人民にあり、人民の権利も保障されているとして、高い民主精神が表現されていると評価された¹⁷²。しかし、この憲法の規定が実際にきちんと運用されるかどうかの保障はないという点は、共同綱領のところでも述べたのと同じであった。また一方では、憲政運動の歴史を振り返る中で、旧民主主義の憲政運動の道は中国の国情に適さないことが歴史によって証明されたということも述べられている¹⁷³。このように繰り返して徹底的に旧民主主義が批判され、中国の進む道は新民主主義しかないことが強調されたのであった。

9月の全国人大の開催と憲法の正式な公布と共に、憲法の学習が進められ¹⁷⁴、また一方では全国人大の成立後も政協における統一戦線の役割を發揮することが要求された¹⁷⁵。ところで、高橋祐三氏は、全国人大の開設をもって政協ひいては民主諸党派の権限が弱まったとしているが¹⁷⁶、今まで見てきたように、民主派知識人たちは大きな流れの中で次第に独立性を喪失してその権限が形骸化されていったのであり、必ずしも全国人大の開催だけがその主要な契機であるとはいえないであろう。

ちなみに、この時期に行なわれた胡風批判においても、民主諸党派は動員されていたようである¹⁷⁷。またそれは急速度の社会主義改造の中での農業合作化や工商業合作化についても同様であった¹⁷⁸。またそれに伴う知識人の思想改造も継続して進められた¹⁷⁹。

第三節 長期共存・相互監督から反右派闘争へ

(1) 長期共存・相互監督の提唱

社会主義建設が進められていく中で、その建設のためにいかに知識人の力を活用するかということが大きな課題として浮上してきた。そこで共産党中央は56年1月14日から知識人問題に関する会議を開催し、そこで行なわれた周恩来の報告によれば、知識人の積極性の發揮を阻害する多くの要因が存在しているとして、知識人の配置を検討し、また彼らに信任と相応の待遇を与える必要性を強調した¹⁸⁰。知識人たちがこの傾向を歓迎したことは言うまでもない。

民主諸党派がその役割を發揮することが求められ¹⁸¹、また確かに一部では知識人の待遇も改善されたが¹⁸²、必ずしも大幅に知識人たちの積極性を發揮させるには至らなかった。またソ連共産党20全大会におけるスターリン批判の影響を受けた国内外の緩和ムードと形式主義批判の高まりを受けて、共産党は学術上の「百家争鳴、百花齊放」の方針を打ち出し、自由な議論の展開を呼びかけた¹⁸³。そしてさらに共産党と民主諸党派との「長期共存、相互監督」の方針を打ち出して、民主諸党派による共産党への監督作用を發揮させるべきだとした¹⁸⁴。

そして共産党中央統一戦線工作部によって統一戦線問題に関する座談会が開かれ、共産党の民主人士に対する援助や接触が非常に少なく、また民主人士の意見を尊重することが少なく、形式主義的なやり方が多く、職務の遂行上両者の関係には問題が多いと批判された。また李維漢はこの会議の席上で、「各民主党派は共産党の指導を受け入れているが、民主党派自身は政治的自由と組織的独立を保持すべきである。そしてそうしてこそ初めてさらに各民主党派の積極的な役割を發揮させることができる」と述べた¹⁸⁵。ここに当時の共産党と民主諸党派との関係に変化が起こっていたことがうかがえるであろう。

一方このような情勢下で各民主諸党派の組織の拡大も行なわれ¹⁸⁶、例えば民盟は、56年に増加した盟員数が前二年間に増加した盟員数の約二倍

となり、また民盟上海市委員会では56年上半期だけで432名の新盟員が増加した¹⁸⁷。また56年の全民主諸党派の増員数は55年末の総人数の80%増といわれ¹⁸⁸、かなりの発展を見せたことがわかる。しかし、組織の発展があまりにも早いため、組織の強化と発展の均衡をはかることがより重要であると批判されている¹⁸⁹。

また、民盟の沈志遠はこの問題を論じて、「仮に“百家争鳴”が我が国の人民民主制度下における学術思想と言論の自由のさらなる高揚を意味するとするならば、長期共存・相互監督は人民内部の政治民主のさらに高度な発展段階を意味する」との認識を示した。また長期共存は「過渡期においてだけではなく、社会主義社会の制度下でも多党制を執行するものである」とし、これは「プロレタリア独裁の本質を体現し共産党を指導党とする多党制度下の人民民主」であって、これは一党独裁よりも優れており、この「多党制を通じて社会主義民主を貫徹させる」ことを主張した。そしてそれがあってこそ人民の積極性と創造性を引き出すことができ、国家の建設をさらに推進することができるとしたのである。また「民主は必ずしも民主主義革命の段階の民主を指すだけではなく、社会主義民主あるいは無産階級の民主も指すのである」と述べて、民主諸党派は、民主主義革命の任務が完成すると、さらに新しい段階に発展するのだとした¹⁹⁰。

また彼は政治的自由と組織的独立の問題についても論じて、「政治的自由は組織的独立によって保障される」として、「組織的独立は政治的自由の先決条件である」とした。しかし一方で、「政治的自由と組織的独立を強調するあまり自らの党派をブルジョアジーの国家の“野党”や“反対党”のようなものにしようと考えて共産党と対等に振る舞うことはできない」と述べ、共産党の指導を受け入れる必要性を強調した¹⁹¹。

このように、この時期の彼らは共産党の指導を受け入れることを前提としつつ、その中で「社会主義民主」を求めるものであったということができよう¹⁹²。すなわち、「民主」の内容は新民主主義

から社会主義民主へと変化していったのである。

ところで、56年9月に開かれた共産党八大会において、いわゆる「八大路線」が確定して、穏健な社会主義化を進めていく事を決定し、長期共存・相互監督の徹底も確認された。しかし一方この穏健路線への転換と、国内の自然災害の発生、及びハンガリー事件の影響を受けて危機感を強めた毛沢東は、再び路線転換を行なうことを決定し、百家争鳴を右派分子をあぶり出すために利用することにした¹⁹³。ここに、争鳴運動はその意味合いを大きく変えたのだが、当時の知識人はそのような共産党内部の事情を知る由もなかった。

ちなみに、この時期の民主については、章伯鈞が長期共存・相互監督と百家争鳴・百花齐放は「次第に民主の範囲を拡大し、民主生活の内容を豊富にし、民主制度を強化するものである」とした。そして共産党の指導が必要かどうかという疑問に対しては、それは資本主義社会の観点であり、「しかし現在我々は既にその道を歩んでいるのではなく、労働者階級が指導する社会主義の民主の道を歩んでいる」とし、民主化された政治生活は日々豊かになっているとした。一方同じ発言の中で彼は政協の機能強化を提唱して、政協は「中国の人民民主が必要な議会制度の民主の一環になり得る」としている¹⁹⁴。ここで彼は「議会制度」という語を用いているが、それが資本主義社会のそれとは異なることは明らかであり、また彼が共産党の指導と社会主義を否定するつもりもなかったことは彼の論から明らかであった。

このように、やはり彼らが目指していたものは共産党指導下の「社会主義民主」であったといえるだろう。それは農工民主党の六期三中全会における「極端な民主」や「独立王国」といった間違っただけの考えを批判しなければならないという考えや¹⁹⁵、「社会主義民主の拡大、人民内部の矛盾の正しい処理のため一切の積極要素を動員して社会主義事業のために努力する」という決議にも明らかに示されていた¹⁹⁶。

(2) 共産党批判の高まりと反右派闘争

しかし一方で、費孝通が「知識人の早春の天気」

と表現したように、百家争鳴は必ずしも全面的に展開されていたわけではなかった。そこで、共産党は人民日報紙上で盛んに争鳴運動の積極的な展開を呼びかけ¹⁹⁷、民主諸党派の独立と自由・平等を尊重することを明らかにした。さらに4月27日には整風運動を呼びかける指示が出されて、それへの民主派知識人たちの積極的な参加も歓迎された。かくて、共産党に対する批判が次第に大きな高まりを見せてくることになるのである。当初は基層組織への批判が主であったが、それは次第に中央にも拡大されていった¹⁹⁸。また知識人たちによって学校内の共産党委員会の問題も議論された¹⁹⁹。

そして5月8日から行なわれた共産党中央統一戦線工作部による民主人士を招いての座談会において、多くの問題が議論され意見が提出された。ここでその議論について少し見てみよう。そこで議論されたのは、主として民主人士たちのいわゆる「有職無権」の問題である。民主人士たちがその職が本来持つべき権限を持てるようにし、共産党員の党外人士への軽視を改め、セクト主義・主観主義・官僚主義・教条主義を除去して、共産党と民主人士たちとの関係を改善し、さらに共産党と政府の権限を明確化することにより民主人士たちが業務上必要な情報を得られるようにすべきことなどが主張された²⁰⁰。つまり、それは共産党の「作風」(やり方)に対する批判であり、自分たちの役割を發揮することを要求したものであった。それは決して後の反右派闘争で批判されたように資本主義的な民主を主張して共産党の指導や社会主義体制を覆すことを意図して行なわれたものではなく、やはり社会主義民主を求めたものであったといえる。

この座談会の中である者は民法刑法等の法制度を整備して法治を進めることを主張し²⁰¹、ある者は合理的な分業を進めるべきだとして、現有の制度の厳格な執行を要求した²⁰²。またある者は党の決定は行政機構を通すべきであり、「有職有権」のために制度的保障が必要だと主張した²⁰³。また人民代表大会の代表と政協委員とは兼任すべきでな

いことも主張され²⁰⁴、両者の権限の強化が主張された。人民代表大会と政協については、その代表と委員の専門化も主張され、またいくつかの民主諸党派の合併も提議された²⁰⁵。

さらに章伯鈞は「多くの工業部門には設計院があるが、政治上の多くの措置に関しては、一つの設計院も存在していない。私は政協、人大、民主党派、人民団体は政治上の4つの設計院であるべきと考える」²⁰⁶と述べ、その設計院と党との討論を通じてさらに国家建設を進展させることができるとした。ここで彼は既存の組織の活用を訴えただけであり、やはり後に批判されるように共産党支配を覆そうとしていたわけではなかったのである。また厳景耀は政府への監督を進めるため各級人民代表大会に常設の委員会を設けることを主張した²⁰⁷。またある者は一部では公民の権利が損害を被っていると批判して、憲法で与えられた権利を尊重すべきことを主張した²⁰⁸。そしてついには儲安平によって、すべてのセクト主義の根源は「党天下」(一党独裁)という思想にあるとして、それが党と非党人士との間の矛盾の根本要因であると批判されるに至った²⁰⁹。

これらの批判は共産党の「やり方」に対する批判にすぎなかったのではあるが、それは社会主義＝プロレタリア独裁＝共産党の絶対的指導と考える毛沢東らにとって容認できるものではなかった²¹⁰。また右派分子のあぶり出しという当初の目的も達成されたと考えた共産党は、6月8日の人民日報で、社説「これはなぜであるか？」を發表し、これを契機として争鳴運動は一気に反右派闘争へと転換された。九三学社の座談会で儲安平の言論は誤っているとして厳しく批判され²¹¹、民盟も座談会を開いて反社会主義的言論に対する批判を展開するなど²¹²、各民主諸党派自身も続々と反右派闘争を展開し始めた。『光明日報』でも大きく反右派闘争が展開され、全人大に対して、我々の人民代表大会制度は真の民主であり、右派分子が唱道した資本主義の「民主」とは異なると賞賛し²¹³、人民民主制度こそが真に民主的なのであって、我々はこの社会主義民主を進展させなければ

ならないと主張した²¹⁴。

このように表面上は依然として社会主義民主が唱えられ、そして長期共存・相互監督も引き続き呼びかけられていたものの²¹⁵、それは共産党の絶対的な指導権を前提とするものであり、ここに共産党を監督し得る勢力は事実上消滅した。そして、これが後の大躍進、文化大革命へとつながっていく一因ともなるのである。

結 論

以上、本稿では1945年から57年までの中国における民主派知識人の動向と、彼らが主張した「民主」の内容の変遷について考察を加えた。まとめて言えば、彼らは一貫して「民主」を求めていたものの、その「民主」の内容は、従来の研究で見られたように決してアприオリに一貫して西洋的な民主主義を要求していたのではなくて、西洋的民主主義→新民主主義→社会主義民主という変容を遂げたことを明らかにした。

このように彼らが一貫して「民主」を求めていたと見ることにより、平野氏が彼らが「社会主義民主」を求めたことを評価しながら、一方で共産党の役割を高く評価するという水羽氏が指摘した平野氏の議論の「混乱」²¹⁶という問題を克服できるのではないだろうか。つまり、従来の「革命」を中心とした歴史観では、「革命化」した後の民主派知識人と共産党との間に後になぜ矛盾が発生したのか、ということをも十分に説明できない。しかし本稿で見たように、彼らは「革命」には参加したが、その目的は一貫して「民主」の追求だったのである。しかし一方でその「民主」の内容は変化し、またその不十分性により結局は反右派闘争を招いたということが明らかになるであろう。

また、従来の「革命」を中心とした歴史観によっては、なぜ民主派知識人たちが革命そして共産党の指導を受け入れたのかということが必ずしも十分に説明できない。だが、本稿のように「民主」を中心に見ることによって、彼らが一貫して求めていたものは「民主」であり、それにより共産党

の「新民主主義」に取り込まれていくという過程が明らかになったといえるだろう。

では、彼らの「民主」が実現できなかった要因を筆者なりに以下に6点に簡単にまとめてみる。

(1) 経済的民主主義（平等）への志向

これは1945年の民盟臨全大会から一貫して見られた主張であり、後に容易に新民主主義への親和性を生み出す要因となった。そして、英米式民主主義＝資本主義民主＝反民主、ソ連式民主主義＝社会主義民主＝真の民主、という捉え方が生み出されていくことになった。そしてそれには社会主義思想と階級観念の強い影響があった。

(2) 個人ではなく集団の重視

これも彼らに一貫して見られる傾向であるが、伝統的な公観念、あるいは抗日戦争によるナショナリズムの高揚という条件下でそれは広く見られた。そしてこのことが個人を単位とする西洋的な「自由主義」、「旧民主主義」批判へとつながっていったのだが、それには米・国民党側によりそれが利用されたという要因もあった。いずれにせよ個人を単位とする民主主義思想はついに生まれなかった。

(3) 無条件の共産党の指導の受け入れと制度的保障の欠如

国民党の反動統治の強化と共産党の軍事的勝利という当時の情勢下で共産党と人民の力量に対する楽観的な期待が醸成され、また三権分立が否定されるなど民主の制度的保障という考えが欠落していた。これが後の共産党一党独裁への道を開くことになった。

(4) 詳細かつ具体的な理論的検討の欠如

彼らは様々な理念を抱いてはいたものの、その多くは現実から遊離したものであり、またそれをいかに実現するかという具体的な展望を持ち得ていなかった。特に、理論的にも建国前後に新民主主義、人民民主主義に代わるような「民主」の理論を打ち立てることができなかった。

(5) 現実の課題との乖離

民衆の多くは「民主政治」ではなく最低限の生存権を求めていた。これにより民衆を代表すると

自認する民主派知識人も影響を受けざるを得なかった。また「反帝・反封建」という革命の課題の再定義の下で中華人民共和国は最低限の生存権の保障という「民生」的課題と国家の独立・統一という「民族」的課題を達成したが、「民権」的課題については不十分であったといえる。

(6) 彼ら自身の内部的弱さ

彼らは何度も自らの組織の強化、団結を訴え、民衆との関係を訴えたが、知識人を主体とするという特質によって結局それは果たせなかった。そして軍事力を持たず理論的なものも持たず強固な基盤も持たない彼らが自らの要求を実現していくのは極めて困難であった。

以上の諸要因は、いずれも従来の研究でも個々には言われていたことであるが、それらは密接に関係しあいかつどの要因も重要だったのであって、本稿では当時における民主派知識人の議論の中に以上の諸要因が存在していたことを総体的に明らかにした。

しかし、彼らの「民主」の変化が暗示するものは、結局共産党の新民主主義に代わる「民主」の理論を打ち建てられなかった、ということであり、また「民主」の制度的保障を欠いていたために後の反右派闘争、ひいては共産党一党独裁を招くことになった、ということができるだろう。つまり、中国において「民主」が実現できなかった要因は従来言われていたように決して共産党の側だけにあったのではなく、民主派知識人の側にも多分にその原因が存在していたのである。しかしながら、本稿でも見たように彼らは当時の内外情勢の制約を受けていたことは言うまでもない。

これを、①思想のレベル、②制度のレベル、③政策のレベルの3つで見ると、①思想のレベルでは、「集団重視の民主」であり、また結局共産党の理論を超える「民主」が提案されることはなかった。②制度のレベルでは、民意代表システムの不十分性、あるいは三権分立等の制度的保障の欠如がその特徴であった。③政策のレベルでは、確かに57年までは基本的な部分では一致していたが、①、②にあげた特徴により、その実行を保

障する者は共産党でしかなかった。

以上、本稿ではこの時期の中国における「民主」の問題について検討を加え、彼らの議論の中に見られた「民主」の変遷過程を明らかにし、またそこに存在した「民主」が結局実現しなかった諸要因についても考察を加えた。一方この中のどの要因が1980年代の民主化の議論あるいは現在にどのように影響しているのか、またこれ以前の1910年代～40年代の議論との関係はどうであるのか、等に検討を加え、さらに国共両党の「民主」の主張や動向との具体的な関係や、個々の知識人あるいは個々の民主諸党派に対する研究を積み重ねていくこと等が今後の課題となるであろう。しかしながら、現在の中国における「民主」の問題を考える際には、その歴史的前提として本稿で考察したような過程及びその特徴を踏まえる必要があるといえることができるであろう。

注

- 1 K.W.ラドケ「日中両国の統治機構の比較研究」梅棹忠夫＝松原正毅(編)『統治機構の文明学』(中央公論社・1986年)参照。なお、ここではとりあえず西洋的な民主主義を人民主権、普通選挙、権力分立、政治的自由といった条件を満たしているものとして想定する。
- 2 これらの国共両党以外の勢力をどう呼称するかは、後述する「民主」の問題とも関連して今後の大きな検討課題であろう。第三勢力、中間党派とも呼ばれるが、ここでは、とりあえず中国共産党の指導を受け入れた党派を対象として、「民主諸党派」と呼称しておく。これについては、水羽信男「近年の米国を中心とする中国現代知識人の思想史研究に関する覚書」『広島大学文学部紀要』55号(1995.12)63～64頁参照。
- 3 本稿では、中華人民共和国建国後も中国大陸に残留し、中国共産党の指導を受け入れた知識人たちをとりあえず「民主派知識人」と呼称する。水羽信男「1940年代後半期における中国民主派知識人の国家統合をめぐる論調」横山英＝曾田三郎編『中国の近代化と政治的統合』(溪水

- 社・1992年), 同「都市知識人と革命——民主派知識人の建国構想(シンポジウム 戦後中国と民国史研究——第2部 戦後の建国構想と内外情勢)」「近きに在りて」30号(1996.11)24頁等も参照。
- 4 デモクラシーを「民主」と訳すか「民主主義」と訳すかについては議論があるが、平野正氏も指摘するように当時の中国の文献では主として「民主」が用いられているので、ここでも「民主」を用いる。ただ、その用語の内容は何か、ということが問題となるのである。これについては、平野正『中国の知識人と民主主義思想』(研文出版・1987年)113頁を参照。
 - 5 同上『中国の知識人と民主主義思想』10, 90頁, 西村成雄『中国ナショナリズムと民主主義』(研文出版・1991年)120頁。
 - 6 田中祥之「1950年代中国における社会主義と自由」『季刊中国』13号(1988年)7頁。
 - 7 同上, 9頁。
 - 8 丸山昇「『建国後十七年』の文化思想政策と知識人」小谷一郎=佐治俊彦=丸山昇(編)『転形期における中国の知識人』(汲古書院・1999年)533頁。
 - 9 平野氏の業績については、水羽信男がそれを網羅的にまとめている。水羽信男「中国革命の知識人——平野正氏の研究を手がかりとして」『広島東洋学報』3号(1998年)参照。
 - 10 平野・前掲『中国の知識人と民主主義思想』(注4)15頁。
 - 11 平野正『中国民主同盟の研究』(研文出版・1983年)423頁。
 - 12 同上書, 424頁。
 - 13 平野・前掲『中国の知識人と民主主義思想』(注4)308頁。
 - 14 同上書, 17頁。
 - 15 菊地貴晴『中国第三勢力史論』(汲古書院・1987年)参照。
 - 16 水羽・前掲「1940年代後半期における中国民主派知識人の国家統合をめぐる論調」(注3)83頁。
 - 17 同「都市知識人と革命——民主派知識人の建国構想(シンポジウム 戦後中国と民国史研究——第2部 戦後の建国構想と内外情勢)」(注3)25頁。
 - 18 水羽信男「羅隆基にみる中国近代知識人像」池田誠=上原一慶=安井三吉(編)『中国近代化の歴史と展望』(法律文化社・1996年)238頁。
 - 19 水羽信男「施復亮の『中間派』論とその批判をめぐって」今永清二編『アジアの地域と社会』(勁草書房・1994年)62頁。
 - 20 平野正「再び施復亮と中間路線論について——水羽信男氏の批判に答える」平野正『中国革命と中間路線問題』(研文出版・2000年)305頁。
 - 21 同上「再び施復亮と中間路線論について——水羽信男氏の批判に答える」, 同「三たび施復亮について」『西南学院大学国際文化論集』12-2(1998.2), 及び同「『独断と願望の歴史論』はどこにいきつくか」同上書, 参照。
 - 22 水羽・前掲「都市知識人と革命——民主派知識人の建国構想(シンポジウム 戦後中国と民国史研究——第2部 戦後の建国構想と内外情勢)」(注3)29~30頁。
 - 23 同「羅隆基にみる中国近代知識人像」(注18)240頁。
 - 24 水羽信男「近代中国のリベラリズム——近年の歴史学研究成果に学んで」『アジア社会文化研究』2号(2001.3)57頁。
 - 25 水羽・前掲「都市知識人と革命——民主派知識人の建国構想(シンポジウム 戦後中国と民国史研究——第2部 戦後の建国構想と内外情勢)」(注3)30~31頁。
 - 26 平野・前掲「『独断と願望の歴史論』はどこにいきつくか」(注21)354頁。
 - 27 「在抗戦勝利声中的緊急呼吁」中国民主同盟中央文史資料委員会編『中国民主同盟歴史文献』(文史資料出版社・1983年)60頁。
 - 28 同上, 61~63頁。
 - 29 同上, 60~61頁。
 - 30 井上久士「国共交渉と国民政府」姫田光義編著『戦後中国国民政府史の研究1945-1949年』

- (中央大学出版部・2001年) 40～42頁参照。
- 31 「中国民主同盟綱領」前掲『中国民主同盟歴史文獻』(注27) 66頁。
- 32 溝口雄三「中国の民権思想」同『中国の公と私』(研文出版・1995年) 214～216頁参照。
- 33 前掲「中国民主同盟綱領」(注31) 67頁。
- 34 同上。
- 35 津野田與一「羅隆基の戦後民主主義構想」『近きに在りて』19号(1991.5) 11頁。
- 36 「中国民主同盟臨時全国代表大会政治報告」前掲『中国民主同盟歴史文獻』(注27) 74頁。
- 37 同上, 75頁。
- 38 同上。
- 39 同上, 76～77頁。
- 40 同上, 77頁。
- 41 周偉嘉「中間党派の戦後構想と社会民主主義」前掲『戦後中国国民政府史の研究 1945-1949年』(注30) 121頁。
- 42 平野・前掲『中国民主同盟の研究』(注11) 109頁, 同『中国の知識人と民主主義思想』(注4) 112～113頁。
- 43 井上・前掲論文(注30) 44頁参照。
- 44 「三民主義同志聯合会政治主張」『中国民主党派歴史資料選輯』上(華東師範大学出版社・1985年) 93頁。
- 45 「民主建国会成立宣言」同上書, 413頁。なお, 民建については, 水羽信男「施復亮」曾田三郎編『中国近代化過程の指導者たち』(東方書店・1997年) 129～133頁, 平野正「民主建国会の政治路線——黄炎培を中心に」平野・前掲『中国革命と中間路線問題』(注20)も参照。
- 46 張軍民『中国民主党派史』(華夏出版社・1989) 425～426頁参照。
- 47 同上, 457頁。
- 48 「中国民主同盟發言人為昆明惨案發表談話」(1945年12月6日)前掲『中国民主同盟歴史文獻』(注27) 105～106頁, 『民主』第11期(1945年12月22日), 『周報』第15期(1945年12月15日)の記事等参照。
- 49 「政治協商会議の決議」『新中国資料集成』第一卷(日本国際問題研究所・1963年) 196～205頁参照。
- 50 井上・前掲論文(注30) 33頁。
- 51 西村・前掲書(注5) 237～238頁。
- 52 「中国民主同盟主席張瀾為特務搗毀《民主報》及《新華日報》致蒋介石函」(1946年2月23日)前掲『中国民主同盟歴史文獻』(注27) 148頁。
- 53 「中国民主同盟調整盟内党派問題施行辦法」前掲『中国民主同盟歴史文獻』(注27) 157～158頁。
- 54 同上書, 159～166頁。
- 55 嚴景耀の議論については, 平野正「嚴景耀の民主主義論」平野・前掲『中国の知識人と民主主義思想』(注4) 113～125頁も参照。
- 56 嚴景耀「徹底的民主與形式的民主」『民主』第4期(1945年11月3日)
- 57 同「欧美的民主政治是怎样開展的」『民主』第6期(1945年11月17日)
- 58 同「論民主與法治」『民主』第16期(1946年1月26日)
- 59 李列「經濟的民主 民主政治的根本」『民主』第15期(1946年1月19日), 新武「民主憲政與民主經濟」『民主』第16期(1946年1月26日), 少し後には杜若「到經濟民主之路」『民主』第34期(1946年6月8日)等。
- 60 嚴景耀「論民主與經濟」『民主』第19期(1946年2月23日)
- 61 景宋「民意」『民主』第33期(1946年6月1日)
- 62 胡曲園「論個人主義」『周報』第21・22期合刊(1946年1月26日)
- 63 「中国民主同盟政協代表為下関惨案致国民党代表函」(1946年6月25日)前掲『中国民主同盟歴史文獻』(注27), 180～181頁。
- 64 「中国民主同盟政協代表為李聞案向政府提出嚴重抗議」(1946年7月22日)同上書, 206～208頁。
- 65 「中国民主同盟政協代表說明对時局態度」(1946年10月4日)同上書, 235頁。
- 66 「中国民主同盟代表在南京招待新聞記者發表決保持第三者地位的声明」(1946年11月25日)

- 同上書, 248~250 頁。
- 67 「中国民主同盟致民社党的信」(1946 年 12 月 24 日) 同上書, 155 頁。
- 68 周・前掲「中間党派の戦後構想と社会民主主義」(注 41) 121~122 頁参照。
- 69 「中国民主同盟一届二中全会政治報告」(1947 年 1 月 10 日) 前掲『中国民主同盟歴史文献』(注 27) 264 頁。
- 70 同上, 266 頁。
- 71 同上, 278 頁。
- 72 同上, 280 頁。
- 73 同上, 284~289 頁。
- 74 「民盟二中全会剪輯」『光明報』新 13 号 (1947 年 1 月 18 日)
- 75 「中国民主同盟一届二中全会重要決議案」(1947 年 1 月 10 日) 前掲『中国民主同盟歴史文献』(注 27) 292~294 頁。
- 76 施復亮「中間派的政治路線」『時与文』創刊号 (1947 年 3 月 14 日)
- 77 同上。
- 78 同上。
- 79 西村・前掲書 (注 5) 182 頁。
- 80 施・前掲「中間派的政治路線」(注 76)。
- 81 平心「論第三方面与民主運動」『文匯報』(1947 年 3 月 21~29 日)
- 82 施復亮「中間派在政治上的地位和作用」『時与文』第 1 卷第 5 期 (1947 年 4 月 11 日), 同「再論中間派的政治路線」『文匯報』(1947 年 4 月 13 日)
- 83 鄧初民「論民主與反民主的鬭争」『光明報』新 19 号 (1947 年 5 月 31 日)
- 84 例えば, 樊弘「兩條路」『時与文』第 2 卷第 3 期 (1947 年 9 月 26 日) も同様の見解を示している。
- 85 鄧初民「中間路線没有現實的根拠」『光明報』新 21 号 (1947 年 7 月 5 日)
- 86 同「再論中間路線問題」『光明報』新 22 号 (1947 年 7 月 19 日)
- 87 施復亮「『中間路線没有現實的根拠』嗎?」『時代批評』第 94 期 (1947 年 11 月 1 日)
- 88 同上。
- 89 同上。
- 90 李伯球「從上海看民主運動的動態」『光明報』新 16・7 号 (1947 年 3 月 18 日)
- 91 蔡尚思「大学潮與真民意」『時与文』第 1 卷第 12 期 (1947 年 5 月 30 日), 齊藤哲郎はこれを「防衛的運動」と表現している。齊藤哲郎「内戦期上海学生の意識・生活・運動」『近きに在りて』7 号 (1985.5) 20 頁。
- 92 章伯鈞「我對於時局的願望」『光明報』新 20 号 (1947 年 6 月 19 日)
- 93 「中国民主同盟被迫發表解散公告」(1947 年 11 月 6 日) 前掲『中国民主同盟歴史文献』(注 27), 355~356 頁。
- 94 「中国民主同盟一届三中全会緊急声明」(1948 年 1 月 5 日) 同上書, 363~364 頁。
- 95 「中国民主同盟一届三中全会宣言」(1948 年 1 月 19 日) 同上書, 375~377 頁。
- 96 「中国民主同盟一届三中全会政治報告」(1948 年 1 月 19 日) 同上書, 394 頁。
- 97 同上, 395 頁。
- 98 同上。
- 99 同上, 396 頁。
- 100 同上。
- 101 「中国民主同盟今後組織工作計画」(1948 年 1 月 5 日) 同上書, 370~372 頁。
- 102 周・前掲「中間党派の戦後構想と社会民主主義」(注 41) 124 頁参照。
- 103 「中国国民党革命委員会成立宣言」前掲『中国民主党派歴史資料選輯』上 (注 44) 108~119 頁。なお, 民革については, 平野正「李濟深と中国国民党革命委員会」『西南学院大学国際文化論集』11-1 (1996.9), 同「国民党革命委員会の階級的・政治的立場——香港」『文匯報』の社論から『西南学院大学国際文化論集』11-2 (1997.2), 竹内理樺「中国国民党革命委員会の結成と人民政治協商会議——何香凝とその役割」『現代中国』75 号 (2001) も参照。
- 104 社評「自由主義者の信念」『大公報』(1948 年 1 月 8 日)

- 105 馮契「論自由主義的本質與方向」『時与文』第2卷第18期(1948年2月6日)
- 106 程程「自由主義者與中国現局」『時与文』第2卷第16期(1948年1月23日)
- 107 黄葉眠「自由主義底批判」『光明報』新1卷第1期(1948年3月1日),また,社会民主主義的な「社会改良主義」についても批判が加えられている。「新政協問題筆談」『光明報』新2卷第2期(1948年9月16日)の高天の主張を参照。さらに,「自由社会主義」も同様に批判されている。樊弘「評蕭公權先生的『二十世紀的歷史任務』」『時与文』第3卷第7期(1948年5月28日)
- 108 社論「我們对自由主義的態度」『光明報』新1卷第3期(1948年4月1日)
- 109 鄧初民「答施復亮先生論『中間路線』」『光明報』新1卷第3期(1948年4月1日)
- 110 附録「中共中央發布紀念“五一”労働節口号」前掲『中国民主同盟歷史文献』(注27)419~420頁。
- 111 「中国民主同盟与各民主党派領導人通電全国響応中共籌開新政協」(1948年5月6日)同上書,417~418頁等。
- 112 社論「新的政治協商與我們的工作」『光明報』新1卷第6期(1948年5月16日),新政協運動については,欧陽春「香港的『新政協』運動」『時与文』第3卷第11期(1948年6月25日)も参照。
- 113 沈志遠「國際・新政協・民盟」『光明報』新1卷第7期(1948年6月1日)
- 114 鄧初民「新政協的任務及其產生的歷史条件」『光明報』新1卷第9期(1948年7月1日)
- 115 同「新政協与領導權及統一戰線問題」『光明報』新1卷第10期(1948年7月16日)
- 116 李相符「三個前提與五項原則」『光明報』新1卷第12期(1948年8月16日)
- 117 例えば,「新政協問題筆談」『光明報』新2卷第1期(1948年9月1日)における沈志遠,馬叙倫,周新民の主張等。
- 118 「新政協問題筆談」『光明報』新2卷第2期(1948年9月16日)
- 119 西村・前掲書(注5)277頁。
- 120 李文宜「怎樣健全小組」『光明報』新2卷第5期(1948年11月1日)
- 121 遼遠「怎樣建立正確的同志關係」『光明報』新2卷第10期(1949年1月16日)
- 122 林伯渠「關於中国人民政治協商會議籌備工作的報告」『中国人民政治協商會議第一屆全体會議紀念刊』〔再版〕(人民出版社・1999年)223頁。
- 123 「中国民主同盟領導成員暨各方面民主人士發表对時局意見」(1949年1月22日)前掲『中国民主同盟歷史文献』(注27)505~508頁。
- 124 「郭沫若先生講辭」前掲『中国人民政治協商會議第一屆全体會議紀念刊』(注122)12頁。
- 125 黄葉眠「論中国民主同盟的道路」『光明報』新3卷第2期(1949年3月16日)
- 126 楊群「革命新形勢與民主同盟」『光明報』新3卷第3期(1949年4月1日)
- 127 同「關於革命領導權問題答問」『光明報』新3卷第7期(1949年6月2日)
- 128 馬天馬「勇敢的走到毛沢東旗幟之下」『光明報』新3卷第10期(1949年7月16日)
- 129 葉・前掲「周辺を經由しての權威への復帰——香港における中国民主同盟,1946-1949年」横山宏章=久保亨=川島真(編)『周辺から見た20世紀中国』(中国書店・2002年)212~213頁。
- 130 「中国民主同盟主席張瀾在中国人民政治協商會議第一屆全体會議開幕式上的講話」(1949年9月21日)前掲『中国民主同盟歷史文献』(注27)583頁。
- 131 「中国国民党革命委员会首席代表李濟深發言」前掲『中国人民政治協商會議第一屆全体會議紀念刊』(注122)239頁。
- 132 「民主建国会代表章乃器發言」同上書,246頁。
- 133 「国外華僑民主人士陳嘉庚發言」同上書,261頁。
- 134 「中国人民救国会代表沙千里發言」同上書,270頁。
- 135 「華北解放区代表藍公武發言」同上書,303頁。
- 136 「中国民主同盟代表沈鈞儒在中国人民政治協商會議第一屆全体會議上的發言」(1949年9月

- 24 日) 前掲『中国民主同盟歴史文献』(注 27) 587 頁。
- 137 「中国農工民主党首席代表彭沢民発言」前掲『中国人民政治協商会議第一屆全体会議紀念刊』(注 122) 265 頁。
- 138 「中国致公党首席代表陳其尤発言」同上書, 272 頁。
- 139 董必武「關於草擬中華人民共和國中央人民政府組織法的經過及其基本內容的報告」同上書, 230 頁。
- 140 「中国人民政治協商会議共同綱領」『新中国資料集成』第二卷(日本國際問題研究所, 1964 年) 590 頁。
- 141 同上, 593 頁。
- 142 「中国国民党革命委員會組織總章」(1949 年 11 月 14 日) 前掲『中国民主党派歴史資料選輯』上(注 44) 139~144 頁。
- 143 「中国農工民主党第五次全國幹部會議政治決議」(1949 年 11 月 26 日) 同上書, 261~263 頁。
- 144 平野正『中国革命の知識人』(日中出版・1977) 194~195 頁。
- 145 「民主同盟四中全会擴大會議通過兩項重要決議」『人民日報』(1949 年 12 月 30 日)
- 146 「中国民主同盟四中全会擴大會議宣言」『人民日報』(1949 年 12 月 29 日)
- 147 『光明日報』1950 年 9 月 9 日。なお, 光明日報は元々民盟の機関紙であったが, 後に各民主諸党派共同の機関紙に変わったという。これについては『光明日報』1952 年 12 月 25 日の記事を参照。
- 148 陳新桂「民主党派土改工作隊在中南区」『光明日報』(1950 年 12 月 18 日), 譚鏡寰「一個地主成分的民盟盟員在土地改革中應持什麼態度?」『光明日報』(1951 年 3 月 6 日) 等を参照。
- 149 『光明日報』1950 年 12 月 17 日等。
- 150 『光明日報』1950 年 12 月 28 日。
- 151 平野・前掲『中国革命の知識人』(注 144) 195 頁。
- 152 前掲『光明日報』1950 年 12 月 28 日。
- 153 「各民主党派中央會議通過發展組織的決議」, 社論「各民主党派的鞏固和發展」『光明日報』(1951 年 1 月 25 日)
- 154 平野・前掲『中国革命の知識人』(注 144) 196~197 頁, 平野正「中国近代政党論」池田=上原=安井(編)前掲書(注 18) 231 頁。
- 155 社論「進一步加強政府機關内部的統一戰線工作」『光明日報』(1951 年 6 月 10 日)
- 156 社論「祝民盟全國組織宣傳工作會議的成功」『光明日報』(1951 年 11 月 14 日)
- 157 黃炎培「工商業者要通過實踐進行自我改造」『光明日報』(1951 年 12 月 5 日)
- 158 『光明日報』1952 年 1 月 6 日, 3 月 2 日等。
- 159 社論「民主党派的各級組織應立即改進自己在反貪污, 反浪費, 反官僚主義鬭爭中的工作」『光明日報』(1951 年 1 月 10 日), 高崇民「更進一步地開展反對貪污, 浪費, 官僚主義的鬭爭」『光明日報』(1952 年 2 月 5 日), 鄧初民「民盟盟員應怎樣具體地進行思想改造」同上。
- 160 章乃器「放下旧民主主義的武器, 向新民主主義投降!」『光明日報』(1952 年 2 月 26 日)
- 161 周建人「擊退資產階級的猖狂進攻, 批判資產階級思想」『光明日報』(1952 年 3 月 19 日)
- 162 王輝明「批判我的旧民主主義的法治思想」『光明日報』(1952 年 11 月 29 日)
- 163 社論「民主党派為勝利完成三大任務而奮鬥」『光明日報』(1953 年 2 月 4 日)
- 164 社論「人民民主政治發展的新階段」『光明日報』(1953 年 3 月 5 日)
- 165 錢端升「我們的選舉制度是真正的民主, 資產階級國家的選舉制度是假民主的騙局」『光明日報』(1953 年 4 月 22 日)
- 166 「旧民主主義的道路走不通」『光明日報』(1953 年 3 月 23 日), 張尚鸞「學習選舉法, 必須明確認識新旧民主主義的階級實質」『光明日報』(1953 年 6 月 5 日), 譚叔辯「資產階級國家的議會是人民的代表機關嗎?」『光明日報』(1953 年 8 月 18 日) 等。なお, 「選舉」という用語の概念自体の検討も今後の検討課題であろう。
- 167 「各民主党派中央領導同志認真學習過渡時期總路線」『光明日報』(1953 年 11 月 10 日), 社論

- 「民主党派在總路線的光輝照耀下前進」『光明日報』(1953年11月27日)等。
- 168 鄧初民「知識分子怎樣才能學好總路線」『光明日報』(1954年2月26日),同「加強知識分子的團結改造」『光明日報』(1954年5月4日)
- 169 譚叔辯「資產階級國家憲法的反動本質和虛偽性」『光明日報』(1954年6月12日)
- 170 陳齊「批判資產階級的『三權分立』學說」『光明日報』(1954年6月11日),譚叔辯「再批判所謂『三權分立』」『光明日報』(1954年7月17日)
- 171 「中國民主同盟中常會指示地方組織積極參加憲法草案的宣傳和討論」『光明日報』(1954年6月23日)等。
- 172 社論「我國憲法草案的民主精神」『光明日報』(1954年6月24日)
- 173 張晉藩「中國舊民主主義憲政運動的破產」『光明日報』(1954年8月6日)
- 174 『光明日報』1954年10月16日等。
- 175 社論「繼續發揮統一戰線的重要作用」『光明日報』(1954年12月26日)
- 176 高橋祐三「中國における政治協商會議と民主諸党派——1954年の全人代開設をめぐって」『現代中國』71号(1997.7)69~71頁參照。
- 177 社論「民主黨派成員應積極參加粉碎胡風反革命集團的鬭爭」『光明日報』(1955年6月10日)
- 178 社論「民主黨派成員和文教工作者為實現農業合作化而努力!」『光明日報』(1955年10月21日),「進一步提高工商業者接受改造的積極性」『光明日報』(1955年11月22日)
- 179 「民盟總部座談知識分子團結改造問題」『光明日報』(1955年12月3日),鄧初民「配合社會主義改造的高潮,加強團結改造知識分子」『光明日報』(1956年1月29日)等。
- 180 周恩來「關於知識分子問題的報告」『人民日報』(1956年1月30日)
- 181 社論「民主黨派應充分發揮團結改造知識分子的作用」『光明日報』(1956年3月2日)
- 182 「北京,上海一些部門改善高級知識分子的工作條件」『光明日報』(1956年3月11日)
- 183 社論「要做到『百家爭鳴』」『光明日報』(1956年5月23日),同「民主黨派有責任為『百家爭鳴』創造條件」『光明日報』(1956年5月28日)
- 184 「共產黨和各民主黨派長期共存相互監督」『光明日報』(1956年6月26日)
- 185 「中共中央統戰部召集座談會」『光明日報』(1956年7月7日)
- 186 「各民主黨派上海市地方組織最近發展很快」『光明日報』(1956年7月23日),「民主黨派在各大城市發展組織」『光明日報』(1956年7月30日)
- 187 「民盟組織最近有很大發展」『光明日報』(1956年8月4日)
- 188 「各民主黨派組織去年有很大發展」『光明日報』(1957年1月3日)
- 189 社論「評民主黨派發展組織的工作」『光明日報』(1957年1月21日),社論「關於『發展與鞏固相結合』的方針」『光明日報』(1957年2月13日)
- 190 沈志遠「論『長期共存,相互監督』」『人民日報』(1956年11月20,21日)
- 191 同上。
- 192 平野・前掲『中國革命的知識人』(注144)254頁も參照。
- 193 同上書,234~235頁,土屋英雄「中國『反右派鬭爭』研究序說」『中國研究月報』418号(1982.12)16頁,田中・前掲論文(注6)35頁。
- 194 章伯鈞「充分發揮民主黨派的作用」『人民日報』(1957年3月19日)
- 195 「農工民主黨六屆三中全會開幕」『光明日報』(1957年4月9日)
- 196 「農工民主黨六屆三中全會政治決議」『光明日報』(1957年4月13日)
- 197 社論「從各民主黨派的會議談『長期共存,相互監督』」『人民日報』(1957年4月26日)等。
- 198 「批評衛生部和高教部的工作缺點」『光明日報』(1957年4月29日)等。
- 199 「討論改變高等學校黨委負責制問題」『光明日報』(1957年5月7日)
- 200 『光明日報』1957年5月9日~6月2日までの記事參照。
- 201 陳其尤「對肅反工作提出批評意見要求儘早公

- 布民法、刑法」『光明日報』(1957年5月10日)、
 黃紹竑「許多法律制度必須早日制定出來」『光明
 日報』(1957年5月17日)
- 202 熊克武「必須確立合理地分工負責制度職權密
 接聯系在一起才能發揮作用」『光明日報』(1957
 年5月12日)
- 203 千家駒「必須要有制度來保證有職有權用人唯
 賢唯能原則沒有很好貫徹」同上。
- 204 梅龔彬「對民主人士應盡力予以妥善安排，人大
 代表和政協委員不必一身二任」『光明日報』(1957
 年5月16日)
- 205 葉篤義「建議四個黨派組成一個知識分子政黨，
 人民代表大會和政協的制度需要改進」『光明日
 報』(1957年5月17日)
- 206 『光明日報』5月22日，『新華半月刊』1957年
 第12號(1957年6月25日)4頁參照。
- 207 嚴景耀「我贊成把四個知識分子的政黨合併為
 一個“社會主義同盟”」『光明日報』(1957年5月
 23日)
- 208 劉文輝「有效地保護公民權利」『光明日報』
 (1957年5月31日)
- 209 儲安平「向毛主席，周總理提些意見」『光明日
 報』(1957年6月2日)
- 210 平野・前掲『中國革命の知識人』(注144)
 267～268頁。
- 211 『光明日報』1957年6月9日。
- 212 『光明日報』1957年6月11日。
- 213 「我們的民主」『光明日報』(1957年6月25日)
- 214 社論「堅持社會主義民主」『光明日報』(1957年
 6月29日)
- 215 社論「民主黨派應爭取和共產黨長期共存，互相
 監督」『光明日報』(1957年8月3日)
- 216 水羽・前掲「中國革命の知識人——平野正氏の
 研究を手がかりとして」(注9)55頁。
- (やなぎ りょうすけ 北海道大学大学院法学研
 究科博士後期課程1年)